

第2期

**大月市子ども・子育て支援事業計画
(素案)**

**大 月 市
令和2年3月**

目次

第1章	計画策定にあたって	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 計画の期間	2
第2章	子ども・子育て家庭を取り巻く現状	3
	(1) 人口や世帯等の動向	3
	(2) 子育て施策の実施状況	7
	(3) ニーズ調査のとりまとめ	17
第3章	計画の基本的な考え方	36
	(1) 基本理念	36
	(2) 基本目標	36
	(3) 施策の体系	38
第4章	施策の展開	40
	基本目標1 地域における子育て支援の推進	40
	基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援	48
	基本目標3 親子の健康の確保・増進	52
	基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実	59
	基本目標5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進	62
第5章	子どもの貧困対策計画	67
	(1) 子どもの貧困対策計画の考え方	67
	(2) 子どもの貧困対策に関する施策	67
第6章	教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	68
	(1) 教育・保育提供区域の設定	68
	(2) 子ども数の将来予測	69
	(3) 幼児期の教育・保育事業	70
	(4) 地域子ども・子育て支援事業	73
	(5) 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み	80
	(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	81
第7章	計画の推進に向けて	82
	(1) 計画の推進体制	82
	(2) 計画の進行管理	83
資料編		84
	(1) 大月市子ども・子育て会議条例	84
	(2) 大月市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）	86
	(3) 第2期大月市子ども・子育て支援事業計画策定経過	87

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化により、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。家族や地域から子育てに対する協力や支援を得ることが難しく、子育てについての不安感や孤立感を抱える保護者が増えていることから、地域全体で子育て世帯を支える体制を整備することが求められています。また、保護者の就労環境や経済状況の変化により、子育ての希望がかなわない現実があるだけでなく、子どもの貧困も深刻な社会的問題として捉えられています。

国では、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、少子化対策や子育て支援に注力するようになりましたが、合計特殊出生率は平成30年で1.42と、過去最低である平成17年の1.26より微増傾向にあるものの、依然として少子化対策は喫緊の課題となっています。

このような中、平成24年8月には、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して「子ども・子育て関連3法」が制定されました。さらに、子ども・子育て関連3法の1つである子ども・子育て支援法において、市町村が実施主体となり、地域の実情に即して、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について「量の見込み」「確保方策」を記載する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められました。

一方、子どもの貧困対策については、貧困の状況にある子どもが生まれ育った環境に左右されず健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和元年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、より充実かつ実効的な貧困対策施策が推進されています。

本市においては、平成22年3月には「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、次代を担う子ども・若者への支援を推進してきました。また、平成27年3月には子ども・子育て支援新制度の制定を踏まえた「大月市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ち、親の子育てを地域全体で支援する環境を整えることを目的として、子ども・子育て支援施策を推進してきました。このたび、計画期間が終了することから、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため、新たに「第2期大月市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。なお、本計画は、すべての子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現を目指すため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に求められる子どもの貧困対策についての計画を一体的に策定します。

(2) 計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、子ども・子育て支援法第61条により策定が定められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- ◆ 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定し、総合的な子育て支援事業についての方向性を定めるものです。
- ◆ 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条により策定が求められている子どもの貧困対策についての計画を一体的に定め、子どもの貧困に関する改善施策を設定するものです。
- ◆ 本計画は、「大月市第7次総合計画」を上位計画とし、「大月市第3次地域福祉計画」等の関連計画との整合性を考慮して策定するものです。
- ◆ 本計画は、ニーズ調査の結果やヒアリング、市民の声を重要な意見として扱い、子ども・子育て会議において話し合いを重ねて策定するものです。
- ◆ 本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法第6条により、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。
- ◆ 本計画の対象者は、市内のすべての子どもと子育て家庭、市民、地域、事業主、団体などです。

(3) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

法令の改正や子ども・子育て支援に関する状況・環境の変化等を鑑み、必要があると判断された場合には計画期間中であっても見直しを行い、柔軟な施策展開を目指します。

□ ■ 計画期間 □ □

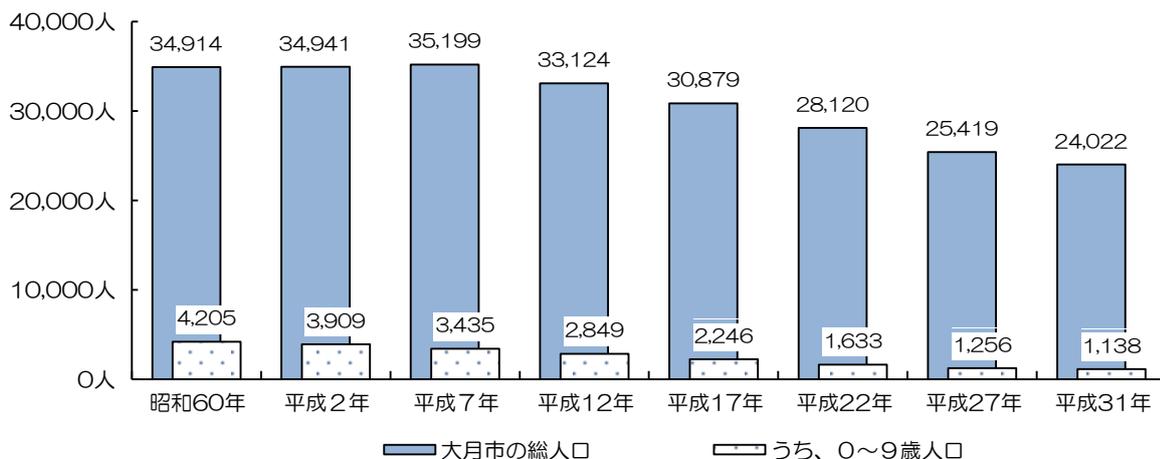
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども・子育て支援事業計画 (平成27年～令和元年度)					第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年～令和6年度)					次期計画
子ども・子育て支援新制度 (平成27年度～)										
次世代育成支援対策推進法 (平成27年度～令和6年度)										
子供の貧困対策に関する大綱 (平成26年度～)										

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

(1) 人口や世帯等の動向

大月市の総人口は、平成7年の35,199人をピークに減少に転じており、平成31年4月には24,022人となっています。そのうち、0～9歳の人口は1,138人で、総人口が減少に転じる以前から減少傾向となっています。

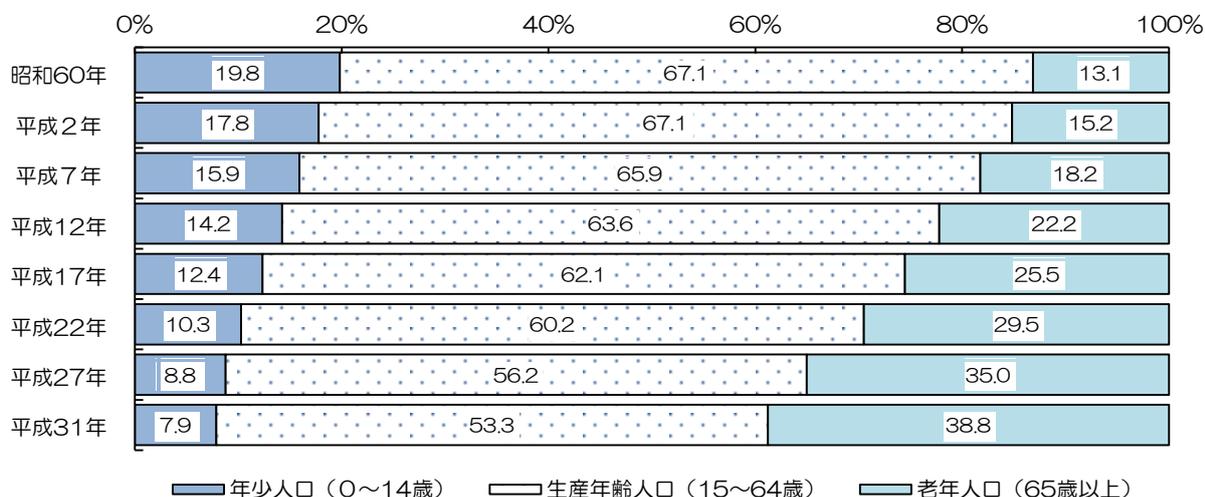
大月市の総人口と0歳～9歳の人口の推移



資料：国勢調査、平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

年齢3区分別人口割合の推移をみると、「年少人口（0～14歳）」と「生産年齢人口（15～64歳）」が年々少なくなる一方、「老年人口（65歳以上）」は年々多くなっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

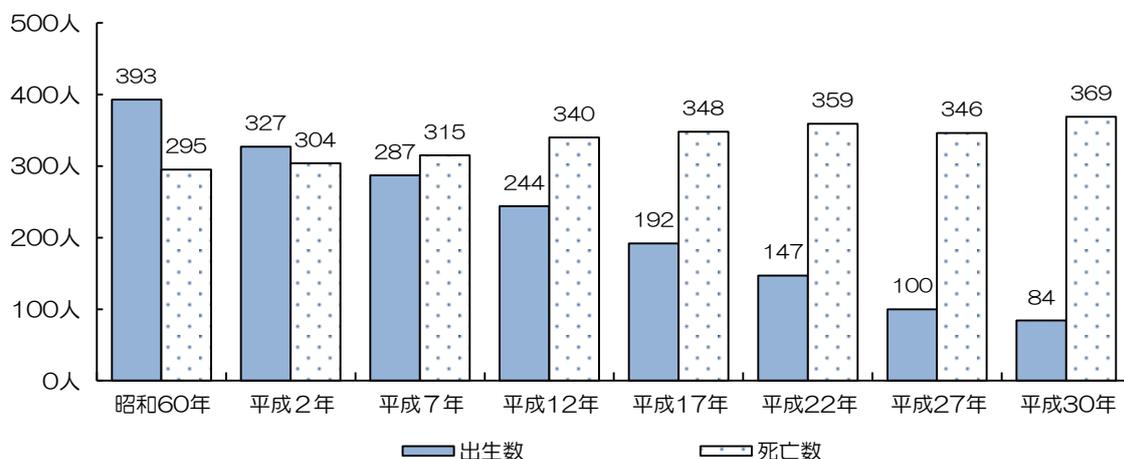
年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査、平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

自然動態の推移をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、平成7年以降は自然減が続いています。平成30年には出生数が84人、死亡数が369人となっており、285人のマイナスとなっています。

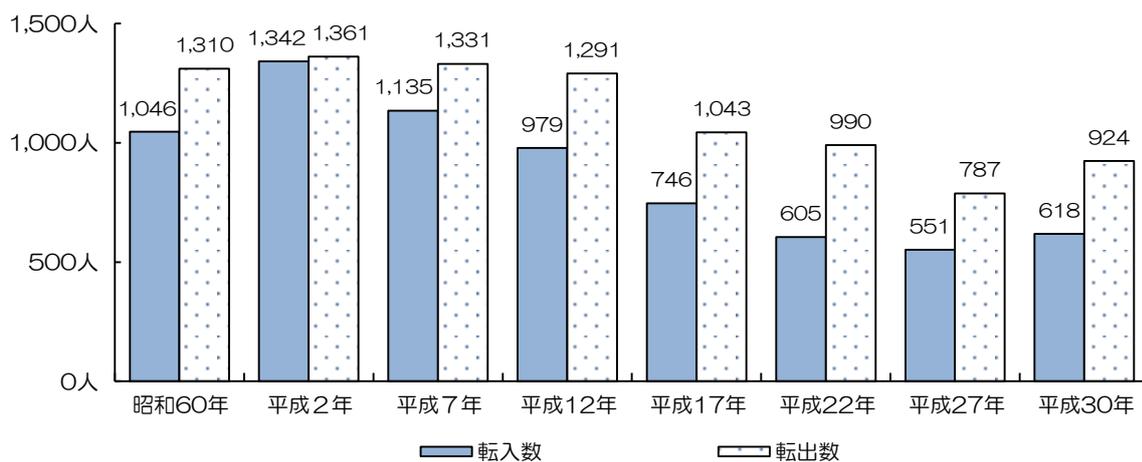
自然動態の推移



資料：平成27年までは人口動態統計、平成30年は平成30年度集計

社会動態の推移をみると、転入数、転出数ともに平成2年をピークに減少傾向にありますが、転入の減少が大きくなっています。平成30年には転入数が618人、転出数が924人となっており、306人のマイナスとなっています。

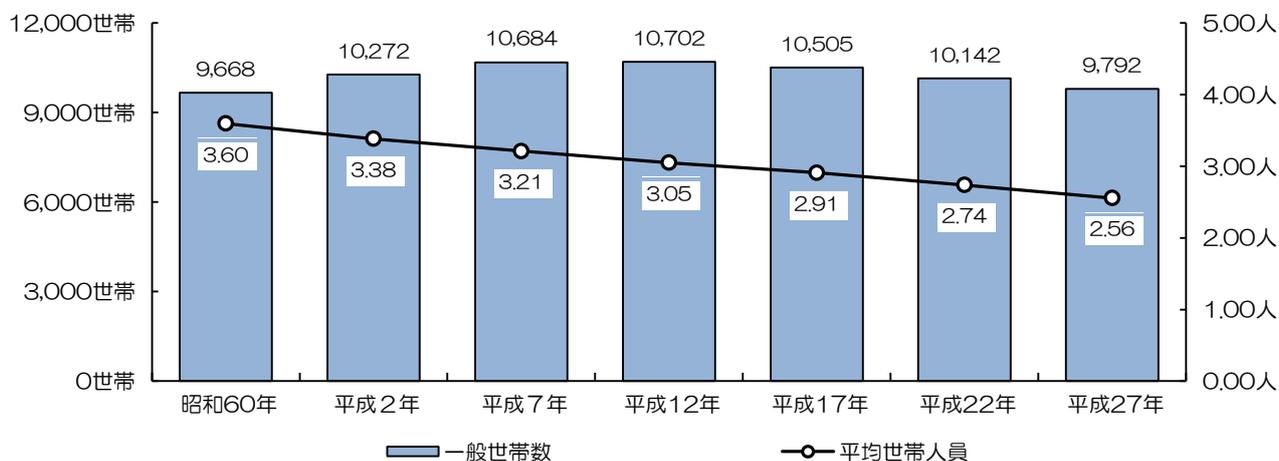
社会動態の推移



資料：平成27年までは人口動態統計、平成30年は平成30年度集計

一般世帯数と平均世帯人員の推移をみると、一般世帯数、平均世帯人員ともに減少傾向にあります。平成27年には平均世帯人員が2.56人となっており、昭和60年以降最も少なくなっています。

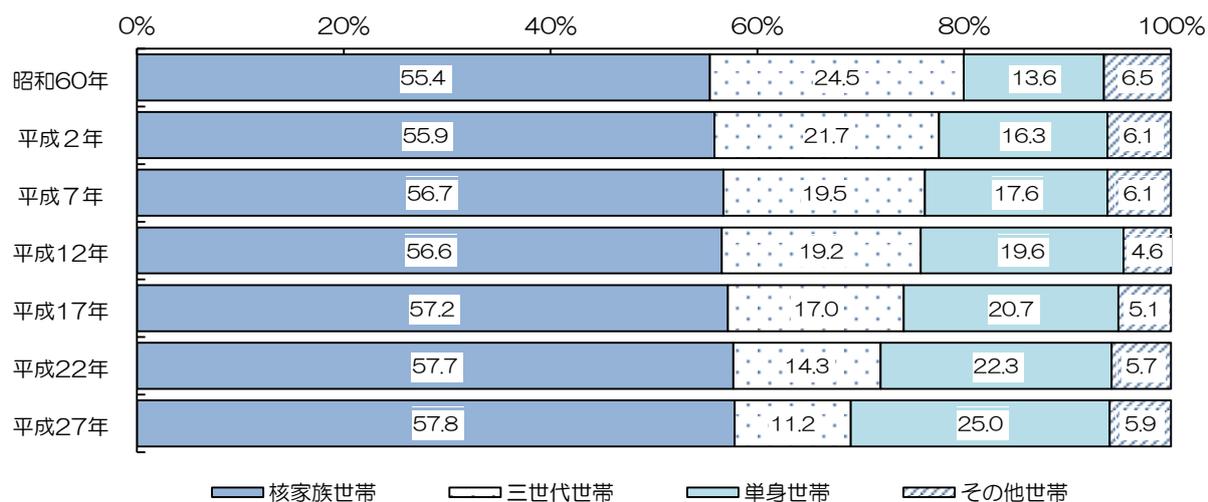
一般世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

世帯構成比率の推移をみると、核家族世帯と単身世帯は増加傾向、三世帯世帯は減少傾向にあります。平成27年には核家族世帯が57.8%、三世帯世帯が11.2%、単身世帯が25.0%と、4世帯に1世帯がひとり暮らしとなっています。

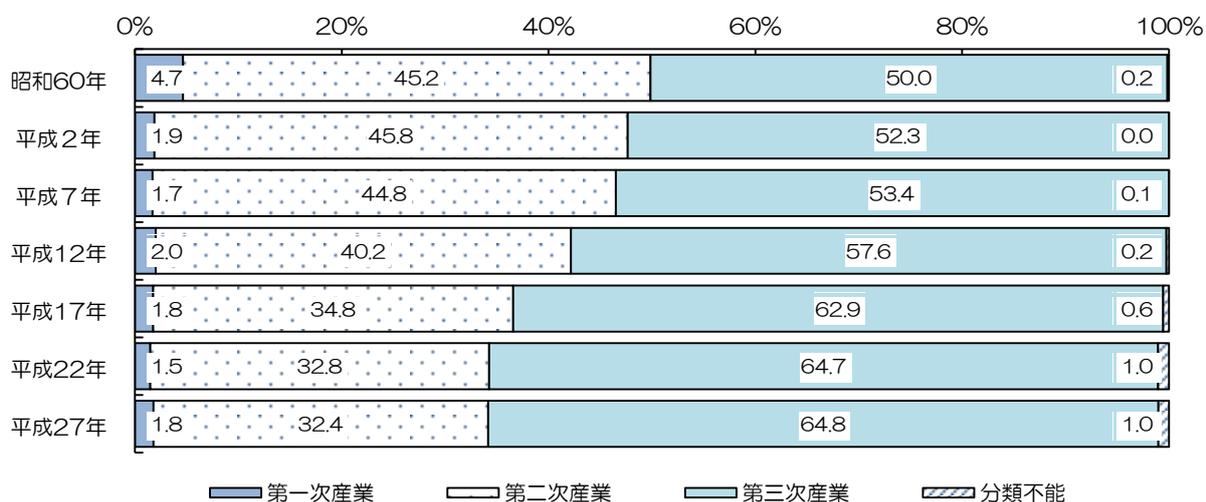
世帯構成比率の推移



資料：国勢調査

産業別就業人口の割合の推移をみると、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります。平成27年には第一次産業が1.8%、第二次産業が32.4%、第三次産業が64.8%と、3人に1人程度が第二次産業、3人に2人程度が第三次産業となっています。

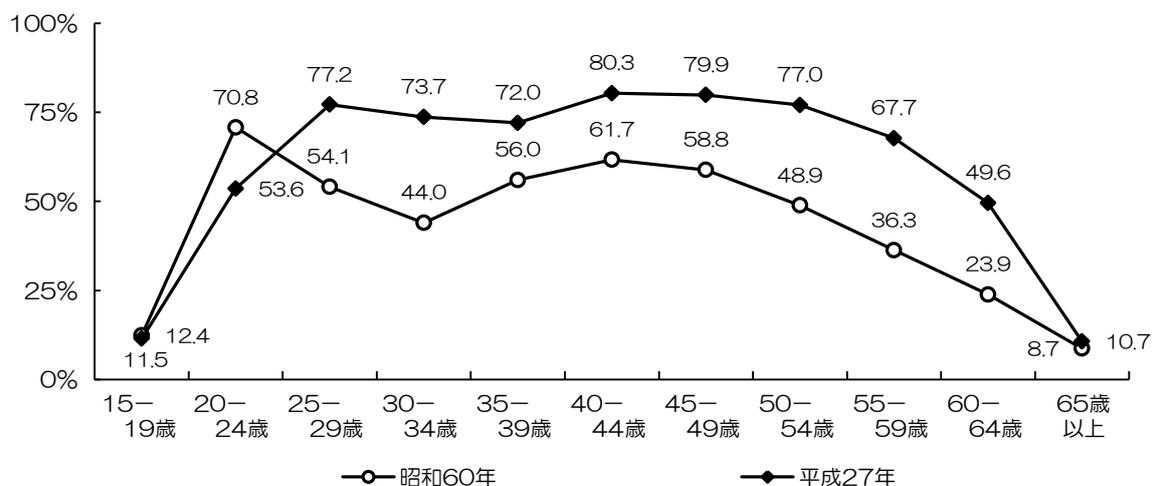
産業別就業人口の割合の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率の状況を昭和60年と平成27年で比較してみると、20歳代後半以降、すべての年齢で就業割合が増加しています。また、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字曲線を描いていますが、平成27年は昭和60年に比べてM字の谷の部分の浅くなり、わずかに右へずれています。

女性の年齢別就業率の状況



資料：国勢調査

(2) 子育て施策の実施状況

本市の公立保育所は、平成27年度以降、2園で事業を行っており、認可定員数は180人です。就園率は減少傾向にあり、5割程度で推移しています。

私立保育園は3園で事業を行っており、認可定員数は令和元年度で210人、就園率は8割となっています。

□ ■ 保育所（園）数・児童数の推移 ■ □

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
公立	保育園数 (園)	2	2	2	2	2
	認可定員数 (人)	180	180	180	180	180
	在園児童数 (人)	105	100	98	94	90
	就園率 (%)	58.3	55.6	54.4	52.2	50.0
私立	保育園数 (園)	3	3	3	3	3
	認可定員数 (人)	190	200	210	210	210
	在園児童数 (人)	181	184	180	160	168
	就園率 (%)	95.3	92.0	85.7	76.2	80.0

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

各特別保育は、平成30年度には乳児保育が5か所、延長保育が3か所で実施されており、実利用者数は増減を繰り返しています。

□ ■ 特別保育等利用の状況の推移 ■ □

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児保育	実施箇所数 (所)	5	5	5	5	5
	実利用者数 (人)	16	24	16	21	23
延長保育 18時以降	実施箇所数 (所)	2	2	3	3	3
	実利用者数 (人)	56	42	65	70	63
障がい児 保育	実施箇所数 (所)	3	3	2	0	0
	実利用者数 (人)	5	5	4	0	0

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

□ ■ 平成30年度の各特別保育の状況 ■ □

	実利用者数（人）		
	乳児保育	延長保育 (7:30~19:00)	障がい児保育
初狩保育所	4	10	0
富浜保育所	3	25	0
真木保育園	3	0	0
大月保育園	10	28	0
ふたば保育園	3	0	0

資料：福祉課（平成31年3月31日現在）

本市の私立幼稚園は、平成27年度以降、3園で事業を行っており、認可定員数は450人です。就園率は、3割前後で推移しています。

□ ■ 幼稚園数・児童数の推移 ■ □

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
私立	幼稚園数（園）	3	3	3	3	3
	認可定員数（人）	450	450	450	450	450
	在園児童数（人）	197	178	171	161	167
	就園率（%）	43.8	39.6	38.0	35.8	37.1

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

本市の小学校は、平成28年度以降、5校となっています。児童数は平成27年度以降減少傾向にあり、令和元年度には783人となっています。

□ ■ 小学校数・児童数の推移 ■ □

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校数（校）		7	5	5	5	5
児童数 （人）	1年生	126	131	133	148	107
	2年生	130	124	134	134	149
	3年生	168	131	124	137	133
	4年生	164	168	132	121	136
	5年生	170	162	169	138	121
	6年生	199	170	163	167	137
	合計	957	886	855	845	783

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

放課後学童クラブの実施箇所数は、平成28年度以降、7か所となっています。在籍者数は平成27年度以降増減を繰り返し、令和元年度には252人となっています。

□ ■ 放課後学童クラブの状況の推移 ■ □

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施箇所（所）		9	7	7	7	7
在籍者数 (人)	大月東小学校 「やえざくらⅠ」	26	42	47	45	47
	大月東小学校 「やえざくらⅡ」	27	42	45	45	49
	初狩小学校 「たきご」	25	28	28	25	27
	七保小学校 「なのはな」	21	19	14	21	17
	猿橋小学校 「ひまわりⅠ」	38	38	43	40	40
	猿橋小学校 「ひまわりⅡ」	38	46	47	45	52
	鳥沢小学校 「たんぼぼ」	36	40	29	25	20
	強瀬小学校 風の子クラブ	12				
	大月西小学校 さくらんぼクラブ	17				
	合計	240	255	253	246	252

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

□ ■ 放課後学童クラブの設置状況 ■ □

クラブ名	放課後 児童 支援員 (人)	障がい児 受入可否	開館日時	長期休暇時の対応
学童クラブ「やえざくらⅠ」	7	可	月曜日～金曜日： 下校時～午後6時まで 土曜日 午前8時30分～午後6時まで (日曜日、祝日、 12月29日～1月3日は閉館)	午前8時30分 ～午後6時 まで
学童クラブ「やえざくらⅡ」	6			
学童クラブ「たきご」	5			
学童クラブ「なのはな」	4			
学童クラブ「ひまわりⅠ」	8			
学童クラブ「ひまわりⅡ」	8			
学童クラブ「たんぼぼ」	4			

資料：福祉課（平成31年4月1日現在）

ファミリーサポートセンター利用状況の推移をみると、平成26年度以降、平成29年度までは延利用件数、実利用者数、延利用時間のいずれも増加傾向にありましたが、平成30年度では減少に転じています。

□ ■ ファミリーサポートセンター利用状況の推移 ■ □

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延利用件数 (件)	437	766	720	835	524
実利用者数 (人)	76	97	132	163	134
延利用時間 (時間)	585	1,111	1,115	1,214	793

資料：福祉課

児童福祉施設の状況の推移をみると、平成26年度以降、児童厚生施設は減少傾向となっています。児童養護施設は横ばいとなっています。乳児院、児童自立支援施設の利用はありません。

□ ■ 児童福祉施設の状況の推移 ■ □

(児童厚生施設の利用人数は延人数、他は実人数)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児院 (人)	0	0	0	0	0
児童厚生施設(児童館) (人)	7,091	6,880	6,383	4,643	4,699
児童養護施設 (人)	4	4	5	4	4
児童自立支援施設 (人)	0	0	0	0	0
総計 (人)	7,095	6,884	6,388	4,647	4,703

資料：福祉課

家庭児童相談の状況の推移をみると、平成26年度以降増減を繰り返し、平成30年度は289件となっています。平成30年度の相談内容で多くを占めているのは養護相談で、100件を上回っています。

□ ■ 家庭児童相談の状況の推移 ■ □

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
養護相談 (人)	129	110	87	137	108
保健相談 (人)	0	0	0	1	0
障害相談 (人)	5	6	2	1	2
非行相談 (人)	0	1	0	0	0
育成相談 (人)	87	54	26	63	26
その他相談 (人)	76	123	169	129	153
合計 (人)	297	294	284	331	289

資料：福祉課

不登校児童・生徒の状況等の推移をみると、小学校では平成30年度には不登校児童数が10人、いじめが192件と、いずれも平成26年度以降最も多くなっています。

一方、中学校では平成30年度には不登校生徒数が17人、いじめが20件となっており、不登校生徒数は平成28年以降減少しています。

□ ■ 不登校児童・生徒の状況等の推移 ■ □

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校	不登校児童数 (人)	2	3	2	5	10
	いじめ (件)	124	85	74	114	192
中学校	不登校生徒数 (人)	11	24	31	22	17
	いじめ (件)	8	4	44	11	20

資料：不登校児童生徒調（各年度3月31日現在）

虐待通告件数の推移をみると、平成26年度以降、通告件数は10件未満で推移し、最も多かった平成28年度には9件となっています。

□ ■ 虐待通告件数の推移 ■ □

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
通告件数 (件)	4	6	9	2	8
非該当件数 (件)	0	0	0	0	0
実件数 (件)	4	6	9	2	8
処遇数 (件)	4	6	9	2	8

資料：福祉課

民生委員・児童委員の状況の推移をみると、民生委員・児童委員による相談件数は平成28年度以降増加傾向にあり、平成30年度には11,684件となっています。

□ ■ 民生委員・児童委員の状況の推移 ■ □

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
民生委員・児童委員による 相談件数 (件)	14,035	13,950	10,668	11,325	11,684
民生委員・児童委員数 (人)	118	119	119	119	119

資料：福祉課

乳幼児健康診査の受診状況の推移をみると、5つの健康診査で受診率が9割を上回っています。一方、平成30度には妊婦一般健康診査は8割を、乳児一般健康診査は6割を下回っており、平成26年度以降最も受診率が低くなっています。

□ ■ 乳幼児健康診査の受診状況の推移 ■ □

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
妊婦一般 健康診査	該当数 (人)	1,725	1,593	1,390	1,238	1,277
	受診数 (人)	1,323	1,297	1,142	1,047	978
	受診率 (%)	76.7	81.4	82.2	84.6	76.6
乳児一般 健康診査	該当児数 (人)	246	257	220	192	200
	受診児数 (人)	172	168	156	129	116
	受診率 (%)	69.9	65.4	70.9	67.2	58.0
4か月児 健康診査	該当児数 (人)	122	110	94	98	73
	受診児数 (人)	121	108	92	96	68
	受診率 (%)	99.2	98.2	97.9	98.0	93.2
9か月児 健康診査	該当児数 (人)	111	120	110	86	85
	受診児数 (人)	108	116	107	83	82
	受診率 (%)	97.3	96.7	97.3	96.5	96.5
1歳6か月児 健康診査	該当児数 (人)	117	120	112	108	88
	受診児数 (人)	113	118	111	102	82
	受診率 (%)	96.6	98.3	99.1	94.4	93.2
2歳児 健康診査	該当児数 (人)	116	114	120	116	105
	受診児数 (人)	110	105	118	110	100
	受診率 (%)	94.8	92.1	98.3	94.8	95.2
3歳児 健康診査	該当児数 (人)	144	129	109	118	117
	受診児数 (人)	137	127	106	119	115
	受診率 (%)	95.1	98.4	97.2	*100.8	98.3

*前年の未受診者が受診したため100%を超えています。

資料：保健介護課

本市では下記の表の健康教育事業、保健指導・相談、訪問指導等を行っています。

発育発達相談は、実施回数、参加者数ともに減少傾向にあり、平成30年度には参加者数が45人となっています。新生児及び乳児訪問指導は、延利用者数が減少傾向にあり、平成30年度には89人となっています。養育支援の延利用者数は増減を繰り返しています。

□ ■ 健康教育事業の推移 ■ □

事業名	対象者		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
発育発達相談	健診等での 継続支援	実施回数(回)	36	36	27	23	26
		参加者数(人)	77	70	58	43	45
育児教室	生後1か月の 児とその親	実施回数(回)	10	12	12	11	12
		参加者数(人)	63	67	63	56	59
もぐもぐ教室	生後3か月の 児とその親	実施回数(回)	6	6	6	6	6
		参加者数(人)	59	55	53	35	50
のびのびっこ 教室	発達面に問題の ある3歳以下の 子と保護者	実施回数(回)	11	11	11	10	11
		参加者数(人)	13	15	15	13	11
すくすく教室	発達面に問題の ある3歳以上の 子と保護者	実施回数(回)	10	10	11	9	11
		参加者数(人)	11	9	10	9	10
ママ・パパ 学級	妊婦とその夫	実施回数(回)	20	20	20	18	16
		参加者数(人)	52	38	25	25	26

資料：保健介護課

□ ■ 保健指導・相談の状況の推移 ■ □

事業名	対象者		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
新生児及び 乳児訪問指導	新生児及び 乳児とその親	延利用者数 (人)	121	118	103	93	89
幼児訪問事業	幼児とその親	延利用者数 (人)	4	4	3	5	5

資料：保健介護課

□ ■ 訪問指導等の推移 ■ □

事業名	対象者		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
養育支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者の養育を支援することが必要である児童 ■ 保護者に監護させることが不相当である児童及びその保護者 ■ 出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要である妊婦 	延利用者数 (人)	14	32	17	22	5

資料：保健介護課

各種手当の状況の推移をみると、児童手当の支給対象者数は、平成27年度をピークに減少傾向にあり、平成30年度には1,108人となっています。また、児童扶養手当受給者数も、平成27年度をピークに減少傾向にあり、平成30年度には150件となっています。一方、特別児童扶養手当、障害児福祉手当は微増傾向にあります。

□ ■ 各種手当の状況の推移 ■ □

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童手当 支給対象者数 (人)	1,359	1,397	1,328	1,152	1,108
児童扶養手当 受給者数 (受給資格者数) (件)	167	169	157	151	150
特別児童扶養手当 (件)	31	33	32	36	36
障害児福祉手当 (件)	8	7	9	11	14

資料：福祉課

各種助成の状況の推移をみると、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成、母子家庭等医療費助成、重度心身障害者等医療費助成のいずれも減少傾向にあります。

□ ■ 各種助成の状況の推移 ■ □

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳幼児 医療費 助成	延件数 (件)	11,397	10,773	10,420	9,634	9,322
	対象人数 (人)	720	702	674	606	587
子ども医療費助成 (支払件数) (件)		28,527	27,827	27,554	26,718	25,383
母子家庭等医療費助成 (件)		4,086	3,967	4,042	3,956	3,619
重度心身障害者等医療費助成 (件)		21,955	22,767	22,593	22,501	22,487

資料：福祉課

□ ■ 公園の状況 ■ □

公園名称
桂川ウェルネスパーク（都市公園）
猿橋近隣公園（都市公園）
岩殿山公園（都市公園）
天野記念公園
追分農村公園
笹子河川公園
笹子公園
下丸田公園緑地
初狩神戸公園
小林宏治記念公園
下真木遊園地
真木工業団地公園
ゆりヶ丘公園
神倉公園
下和田天神の尾公園
殿上桧沢遊園地
桂台りすの森公園
桂台どんぐり公園

※桂川ウェルネスパークは山梨県が管理する都市公園

公園名称
桂台森のさかな公園
桂台みはらし公園
桂台恋の子公園
桂台ひなた公園
真渡団地内遊園地
猿橋遊園地
猿橋天神下団地児童自然公園
四季の丘中央公園
四季の丘南公園
猿橋鷺尾公園
太田農村公園
猿橋天神下公園緑地
藤崎天神下公園緑地
宮谷移住地公園
宮谷公園緑地
宮谷西平公園緑地
寺向遊園地
下畑道下公園

資料：産業観光課

(3) ニーズ調査のとりまとめ

1. 調査概要

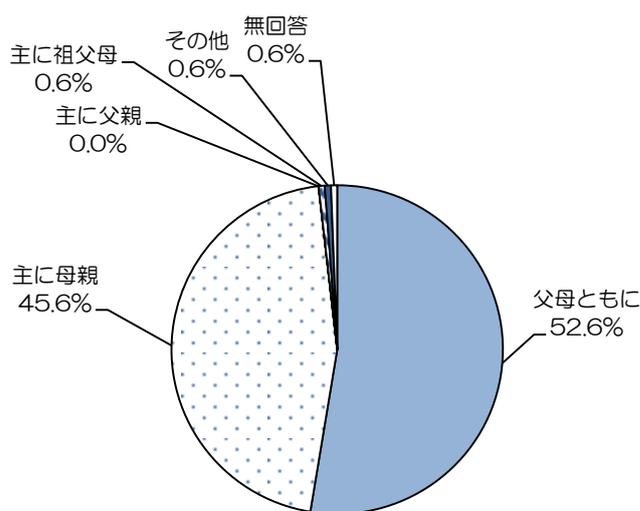
	就学前児童		小学生児童
調査対象	就学前児童がいる世帯		小学生がいる世帯
調査方法	未就園児 郵送配布・郵送回収	就園児 施設配布・施設回収	施設配布・施設回収
調査期間	平成30年12月20日～ 平成31年1月11日	平成30年12月20日～平成31年1月15日	
発送数	620票		700票
有効回収数	329票		547票
有効回収率	53.1%		78.1%

- ◆ nは各設問の回答者数（回答者母数）を示します。
- ◆ 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◆ 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2. 就学前児童調査結果

①子育てを主に行っている人

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（〇は1つ）

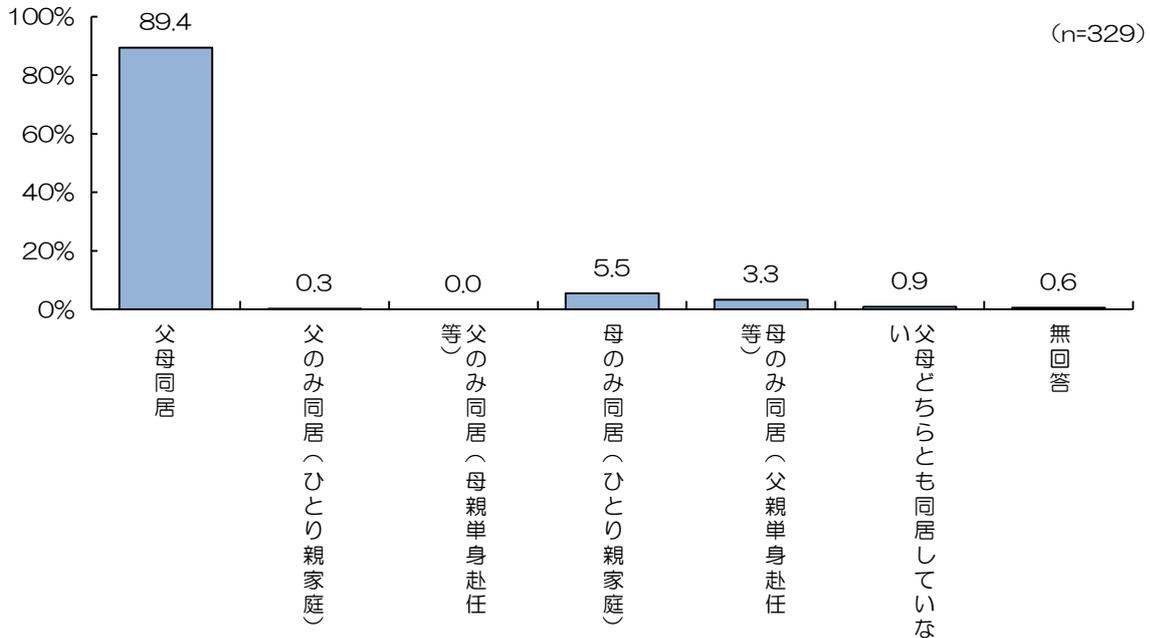


(n=329)

「父母ともに」が52.6%と最も多く、次いで「主に母親」が45.6%、「主に祖父母」が0.6%などとなっています。

② 父母との同居状況

問 お子さんの、父母との同居状況についてお答えください。(〇は1つ)

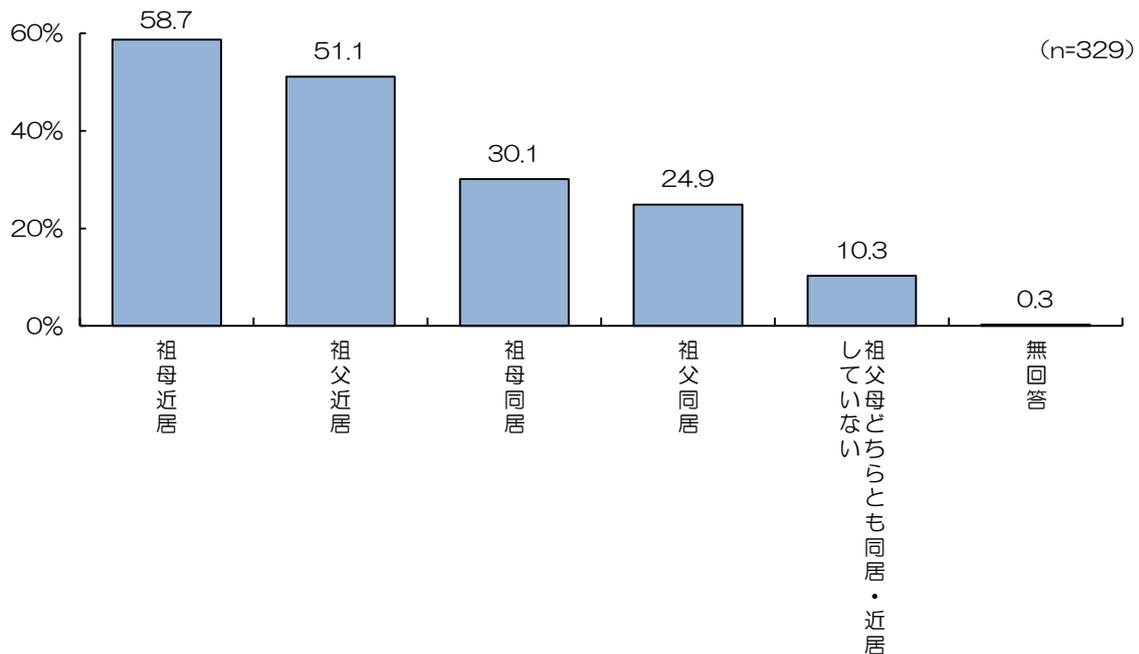


「父母同居」が89.4%と最も多く、次いで「母のみ同居 (ひとり親家庭)」が5.5%、「母のみ同居 (父親単身赴任等)」が3.3%などとなっています。

③ 祖父母との同居・近居状況

問 お子さんの、祖父母との同居・近居 (概ね30分以内程度に行き来できる範囲) の状況についてお答えください。続柄はお子さんからみた関係です。

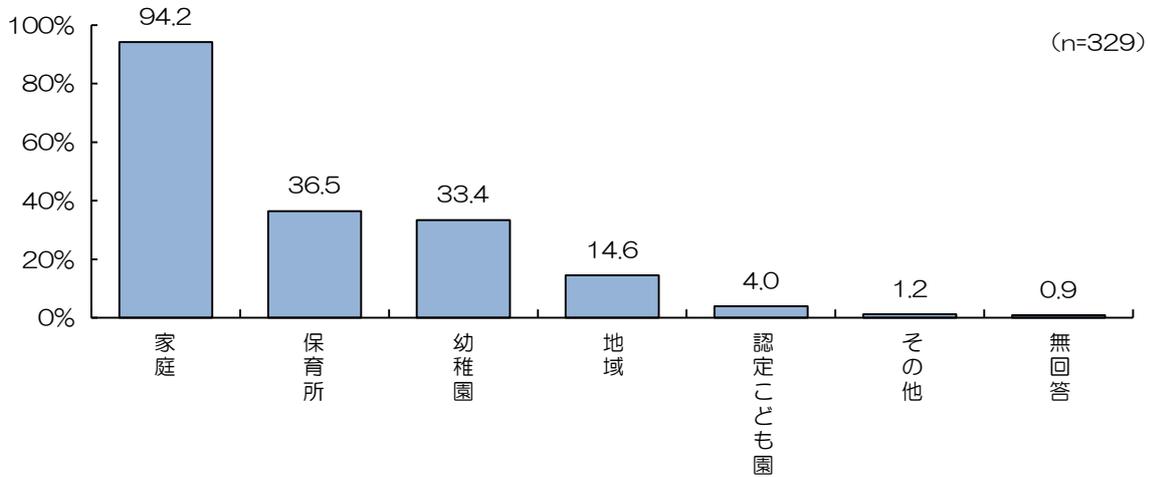
(〇はあてはまるものすべて)



「祖母近居」が58.7%と最も多く、次いで「祖父近居」が51.1%、「祖母同居」が30.1%などとなっています。

④子育てにもっとも影響すると思われる環境

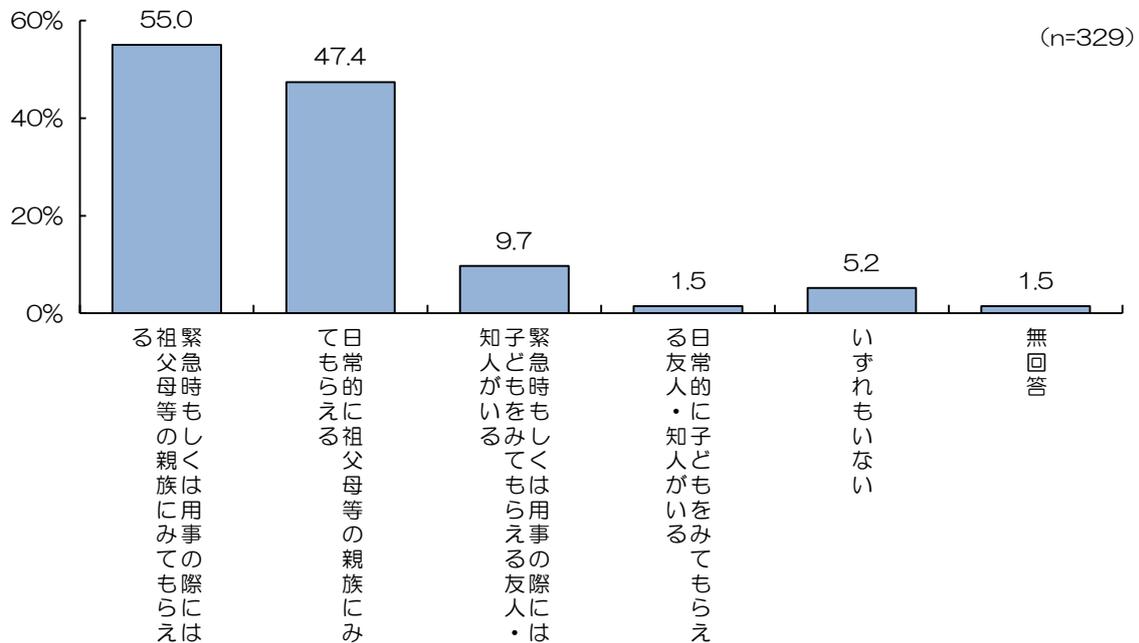
問 あて名のお子さんの子育て（教育・保育などを含む）に、もっとも影響すると思われる環境はどれですか。（〇はあてはまるものすべて）



「家庭」が94.2%と最も多く、次いで「保育所」が36.5%、「幼稚園」が33.4%などとなっています。

⑤日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

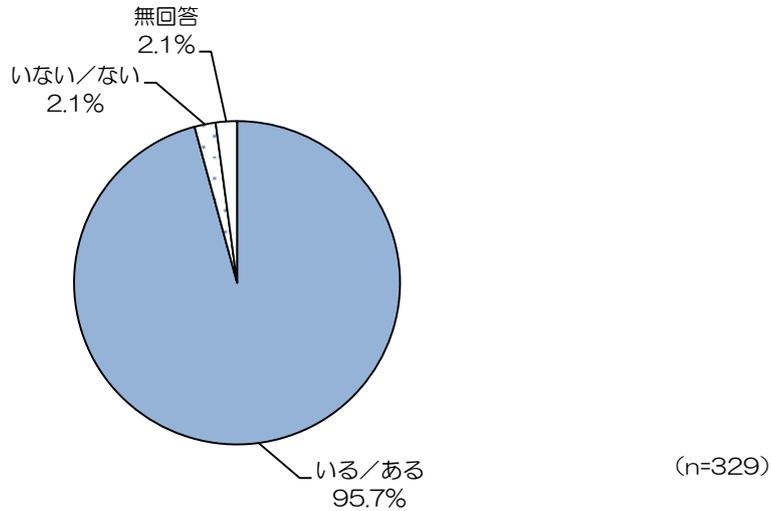
問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（〇はあてはまるものすべて）



「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみもらえる」が55.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみもらえる」が47.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもしくは用事の際には友人・知人がいる」が9.7%などとなっています。

⑥子育てをする上で相談できる人（場所）の有無

問 あて名のお子さんの子育て（教育・保育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（〇は1つ）

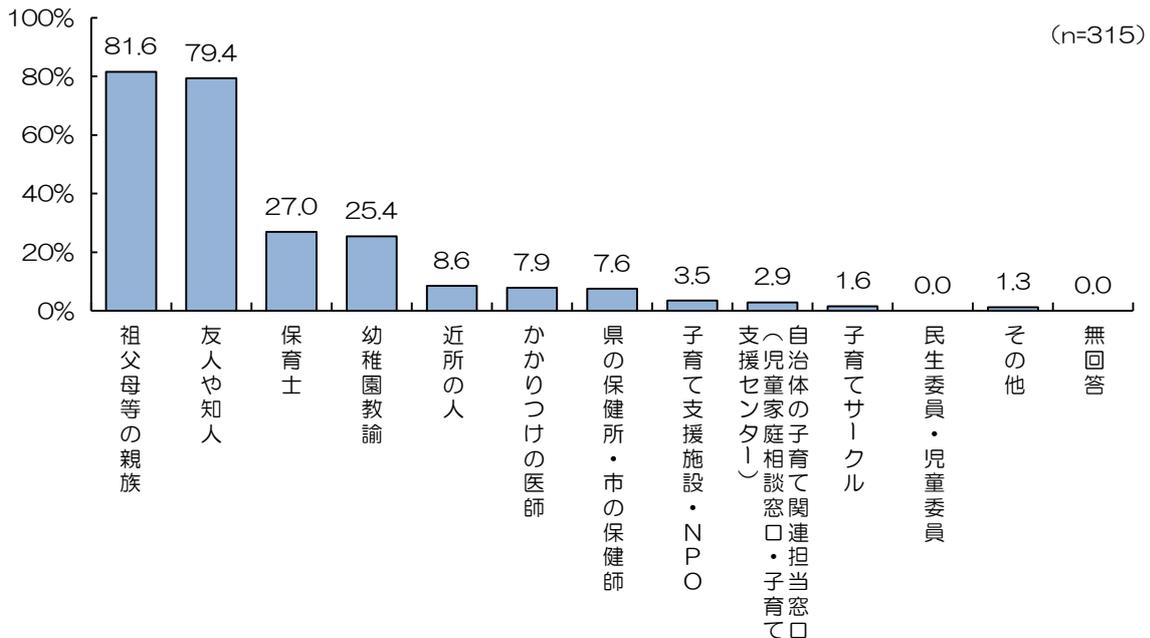


「いる/ある」が95.7%、「いない/ない」が2.1%となっています。

⑦子育てに関して気軽に相談できる先

※前の問で「いる/ある」を選んだ人のみ

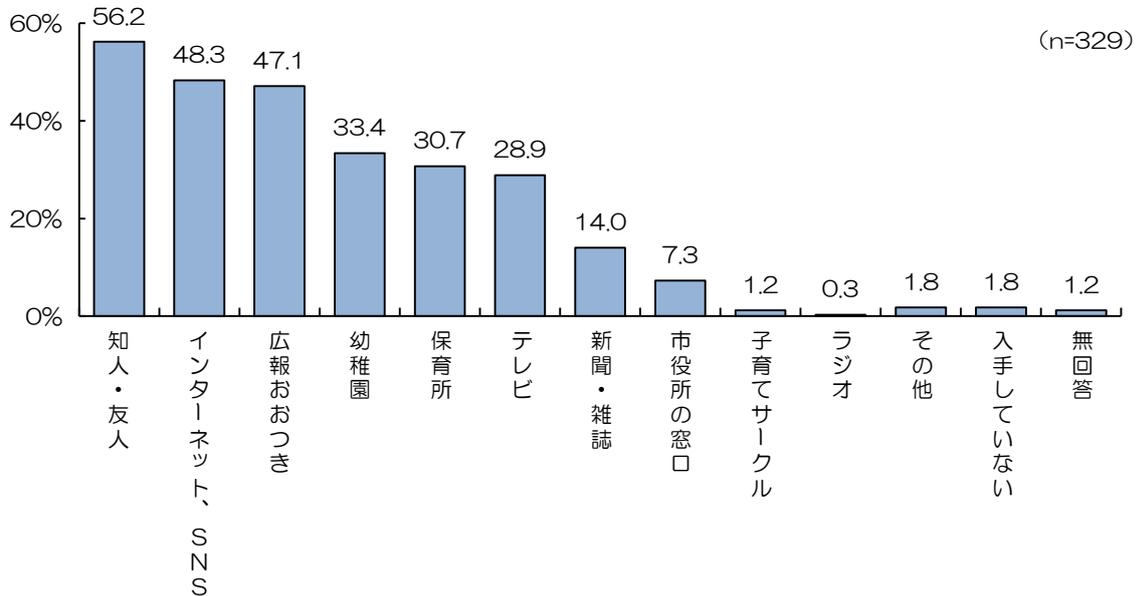
問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）に関して、気軽に相談できる先はどなた（どこ）ですか。（〇はあてはまるものすべて）



「祖父母等の親族」が81.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が79.4%、「保育士」が27.0%などとなっています。

⑧子育てに関する支援情報の入手先

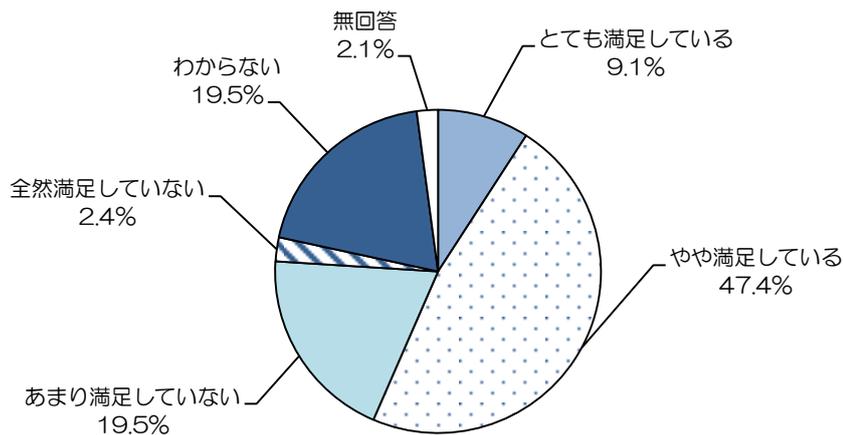
問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報の入手先はどこですか。
（〇はあてはまるものすべて）



「知人・友人」が56.2%と最も多く、次いで「インターネット、SNS」が48.3%、「広報おおつき」が47.1%などとなっています。

⑨子育てに関する支援情報の満足度

問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報について、現在、満足されていますか。（〇は1つ）

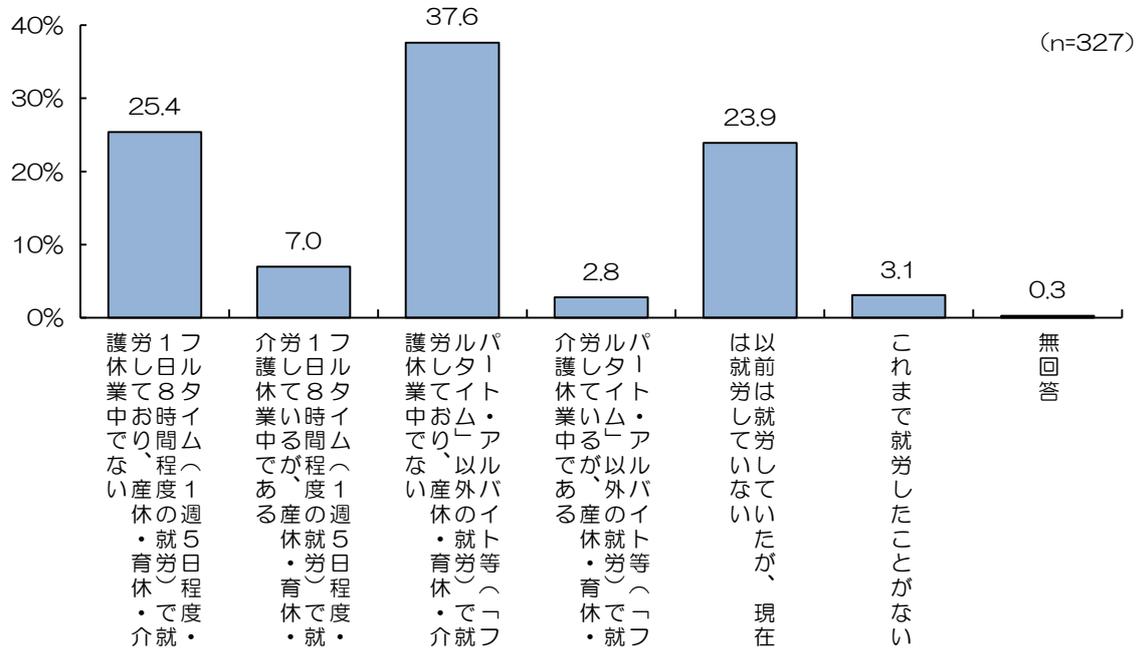


(n=329)

「やや満足している」が47.4%と最も多く、次いで「あまり満足していない」と「わからない」が19.5%、「とても満足している」が9.1%などとなっています。

⑩母親の就労状況

問 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。母親【父子家庭の場合は記載不要です】現在の就労状況（○は1つ）

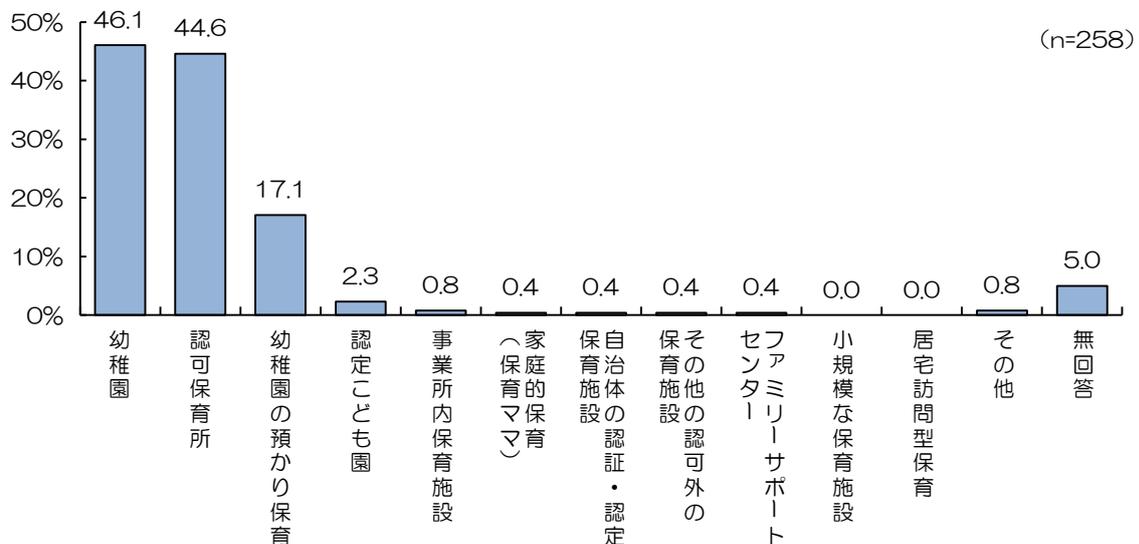


「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が37.6%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が25.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.9%などとなっています。

⑪定期的に利用している教育・保育事業

※前の問で「利用している」を選んだ人のみ

問 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業をお答えください。（○はあてはまるものすべて）

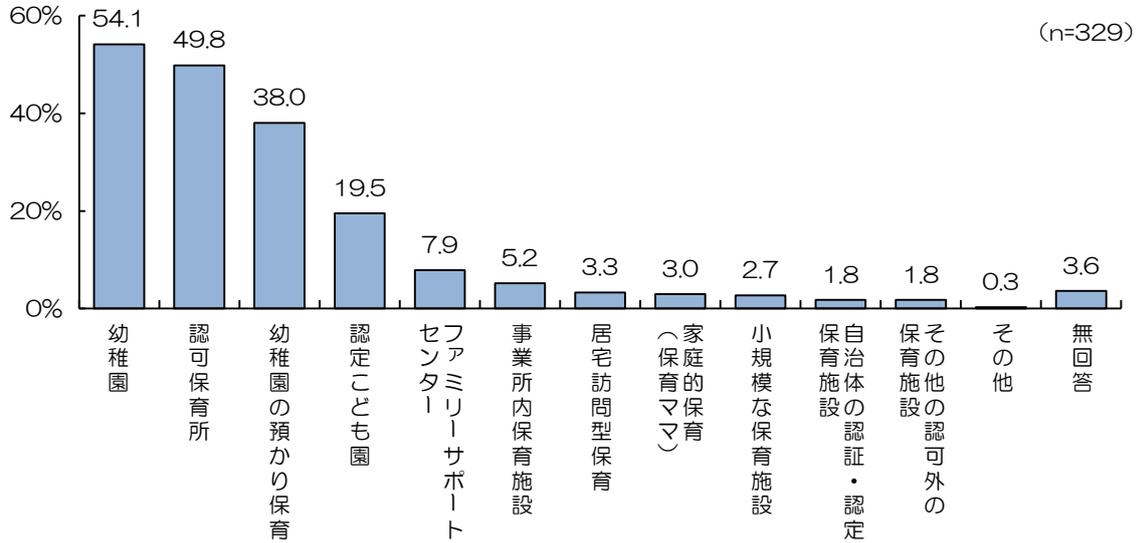


「幼稚園」が46.1%と最も多く、次いで「認可保育所」が44.6%、「幼稚園の預かり保育」が17.1%などとなっています。

⑫定期的に利用したい教育・保育事業

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(○はあてはまるものすべて)



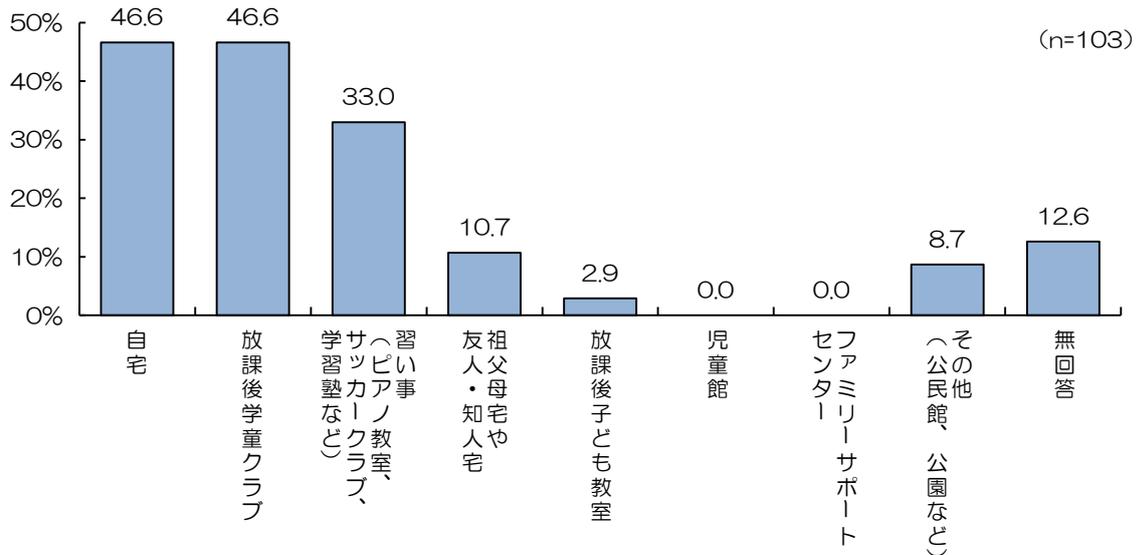
「幼稚園」が54.1%と最も多く、次いで「認可保育所」が49.8%、「幼稚園の預かり保育」が38.0%などとなっています。

⑬子どもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さんが平成26年4月1日までに生まれた方にかがいます。

問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

(○はあてはまるものすべて)



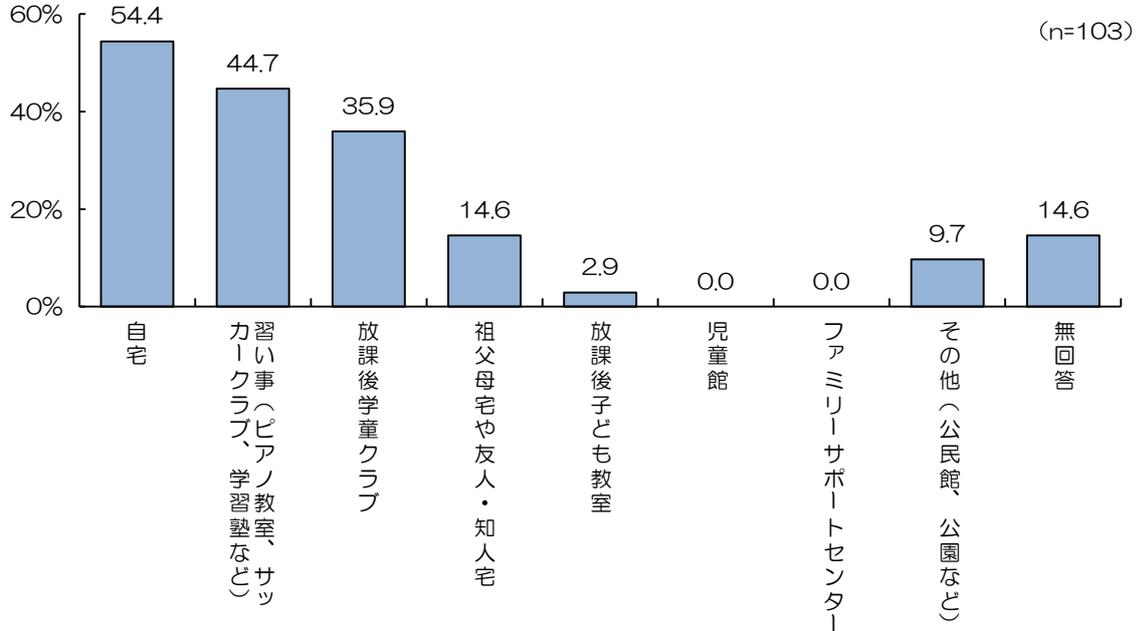
「自宅」と「放課後学童クラブ」が46.6%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が33.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が10.7%などとなっています。

⑭子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さんが平成26年4月1日までに生まれた方にうかがいます。

問 あて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

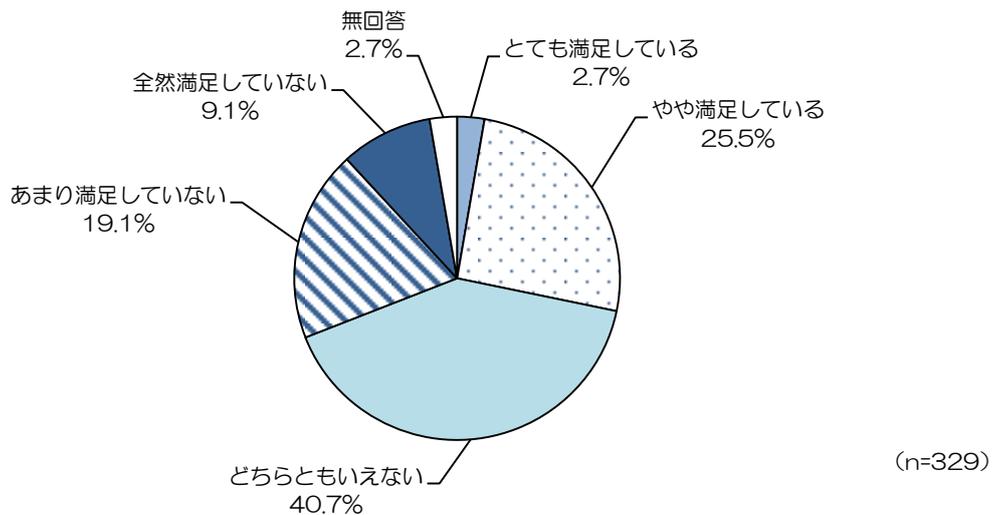
（○はあてはまるものすべて）



「自宅」が54.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が44.7%、「放課後学童クラブ」が35.9%などとなっています。

⑮大月市の子育て環境や支援についての満足度

問 大月市の子育て環境や支援について、現在、満足されていますか。（○は1つ）

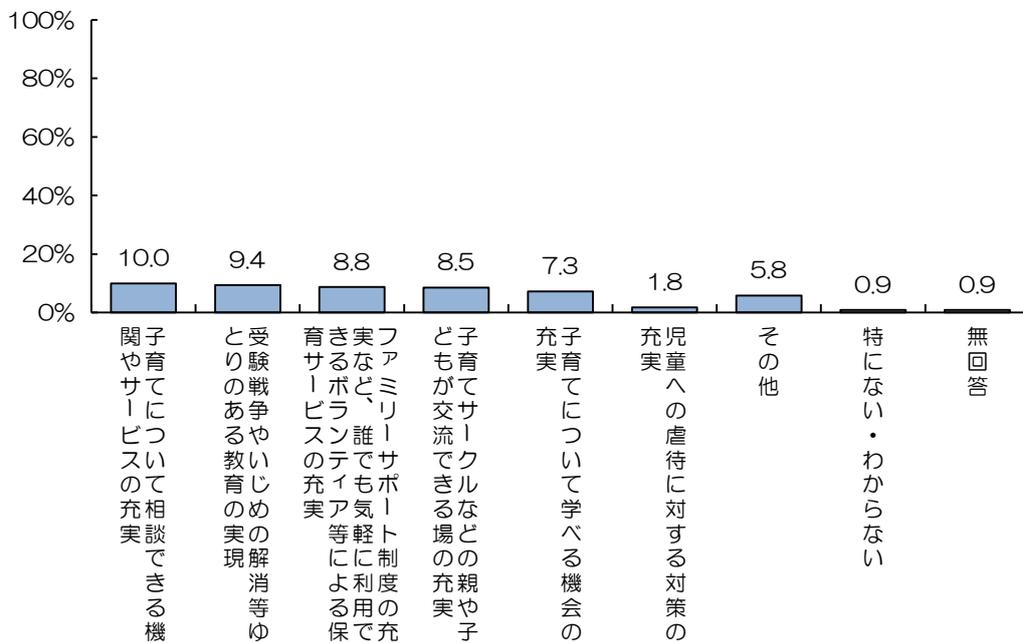
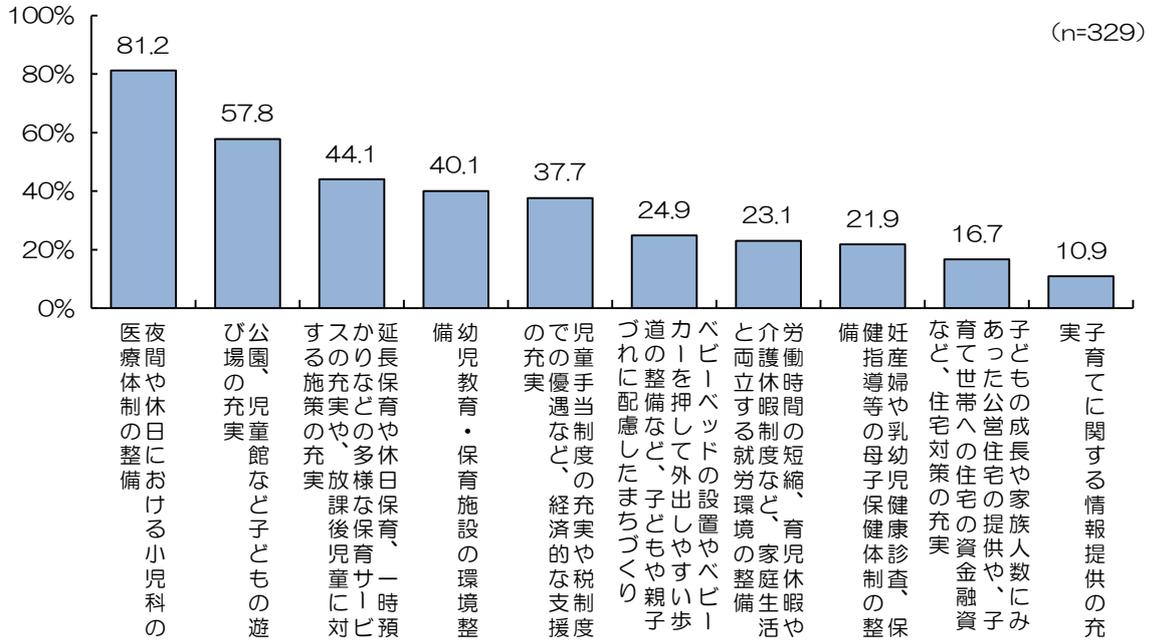


「どちらともいえない」が40.7%と最も多く、次いで「やや満足している」が25.5%、「あまり満足していない」が19.1%などとなっています。

⑯大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

問 今後、大月市の子育て環境をさらによくしていくために、次のことについてあなたはどのようなお考えですか。重要と思われるもの5つまでに○をつけてください。

(○は5つまで)



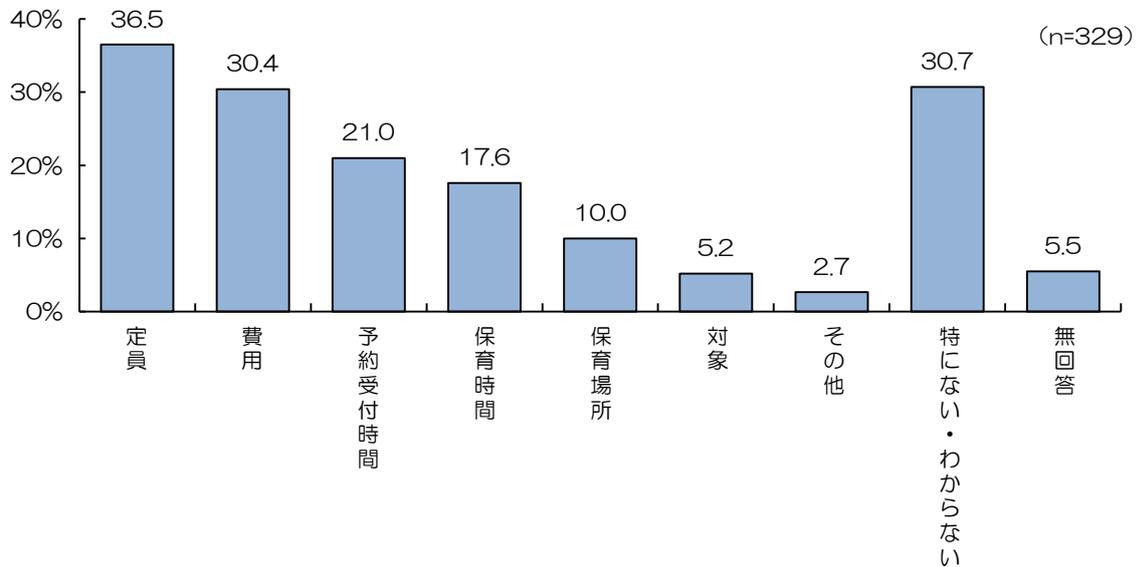
「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が81.2%と最も多く、次いで「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が57.8%、「延長保育や休日保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実」が44.1%などとなっています。

⑰大月市病児・病後児保育室をさらに利用しやすくしていくため

改善されれば良いこと

問 大月市では、大月市病児・病後児保育室を実施しています。

大月市病児・病後児保育室をさらに利用しやすくしていくために、どの項目が改善されれば良いとお考えですか。(〇はあてはまるものすべて)

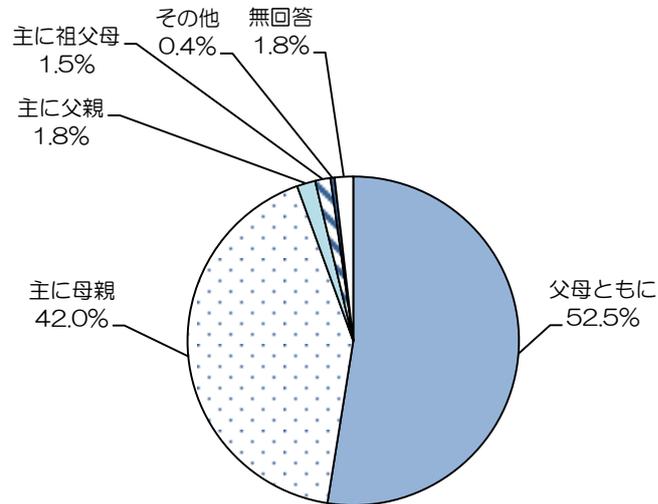


「定員」が36.5%と最も多く、次いで「費用」が30.4%、「予約受付時間」が21.0%などとなっています。また、「特にない・わからない」が30.7%となっています。

3. 小学生児童調査結果

①子育てを主に行っている人

問 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（〇は1つ）

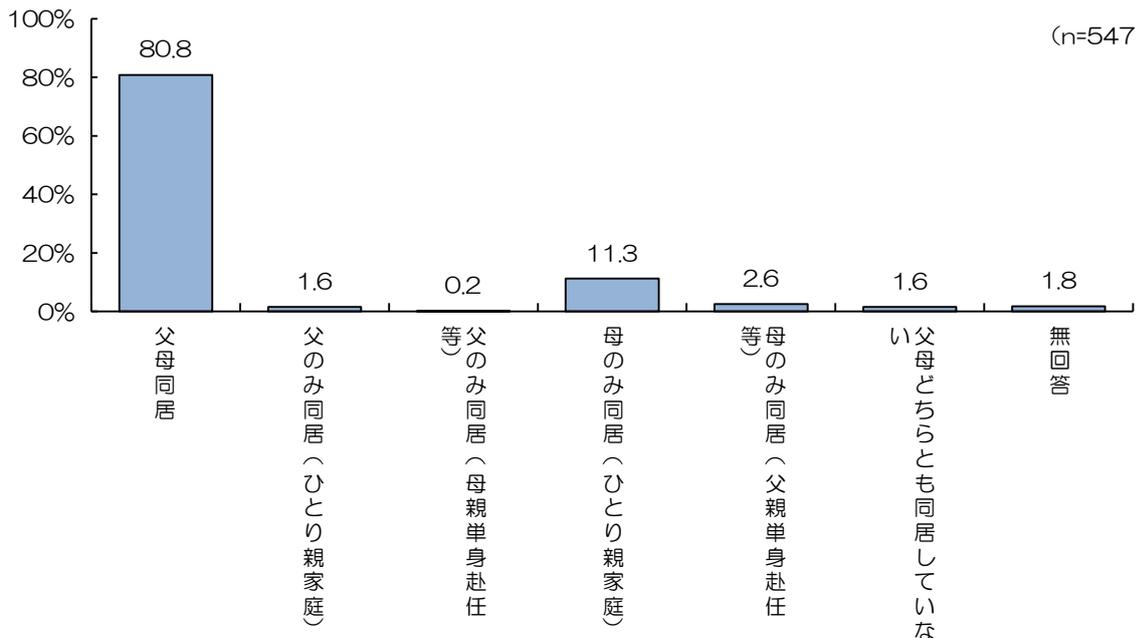


(n=547)

「父母ともに」が52.5%と最も多く、次いで「主に母親」が42.0%、「主に父親」が1.8%などとなっています。

②父母との同居状況

問 お子さんの、父母との同居状況についてお答えください。（〇は1つ）



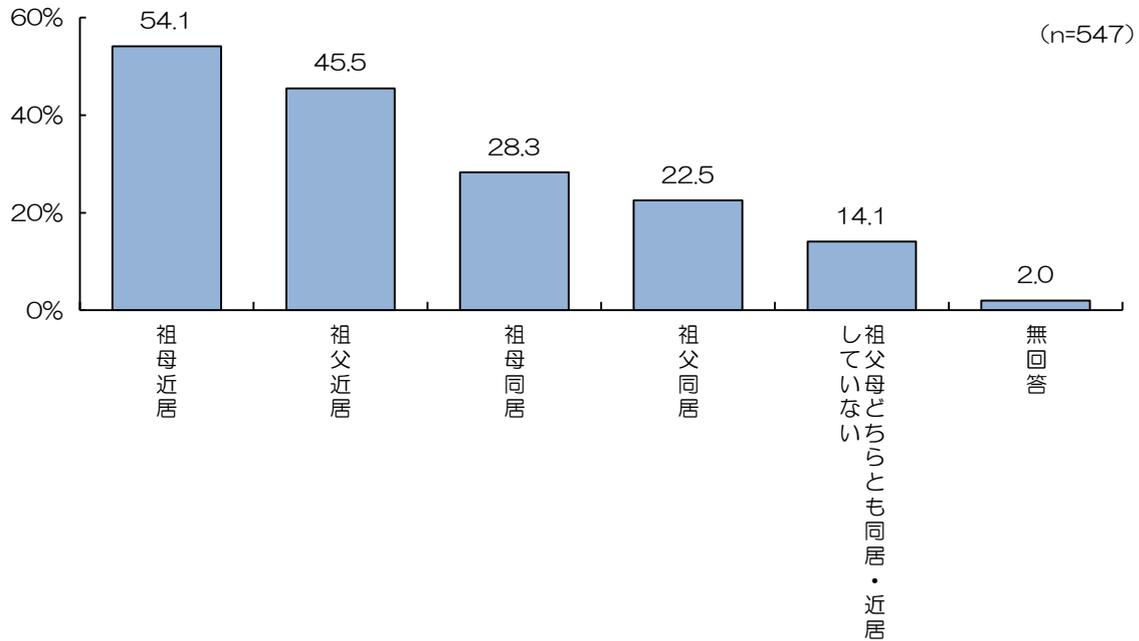
(n=547)

「父母同居」が80.8%と最も多く、次いで「母のみ同居（ひとり親家庭）」が11.3%、「母のみ同居（父親単身赴任等）」が2.6%などとなっています。

③ 祖父母との同居・近居状況

問 お子さんの、祖父母との同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてお答えください。続柄はお子さんからみた関係です。

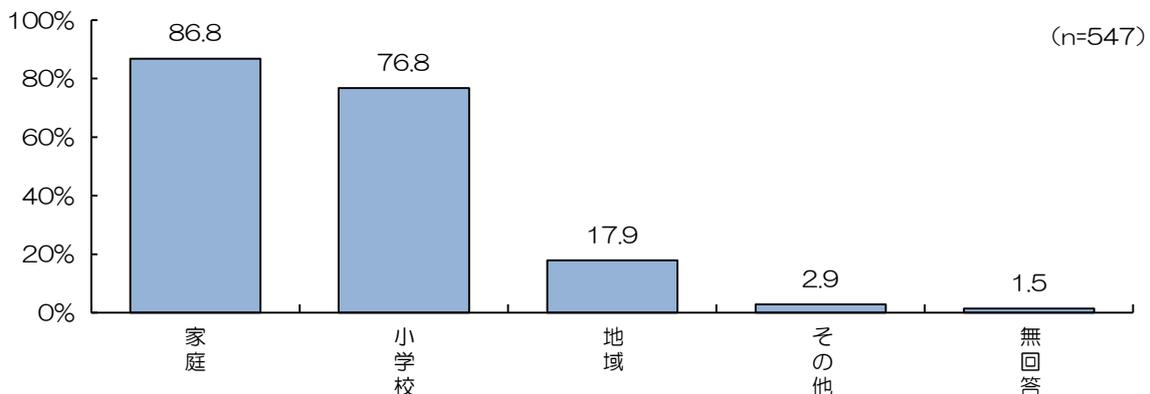
（○はあてはまるものすべて）



「祖母近居」が54.1%と最も多く、次いで「祖父近居」が45.5%、「祖母同居」が28.3%などとなっています。

④ 子育てにもっとも影響すると思われる環境

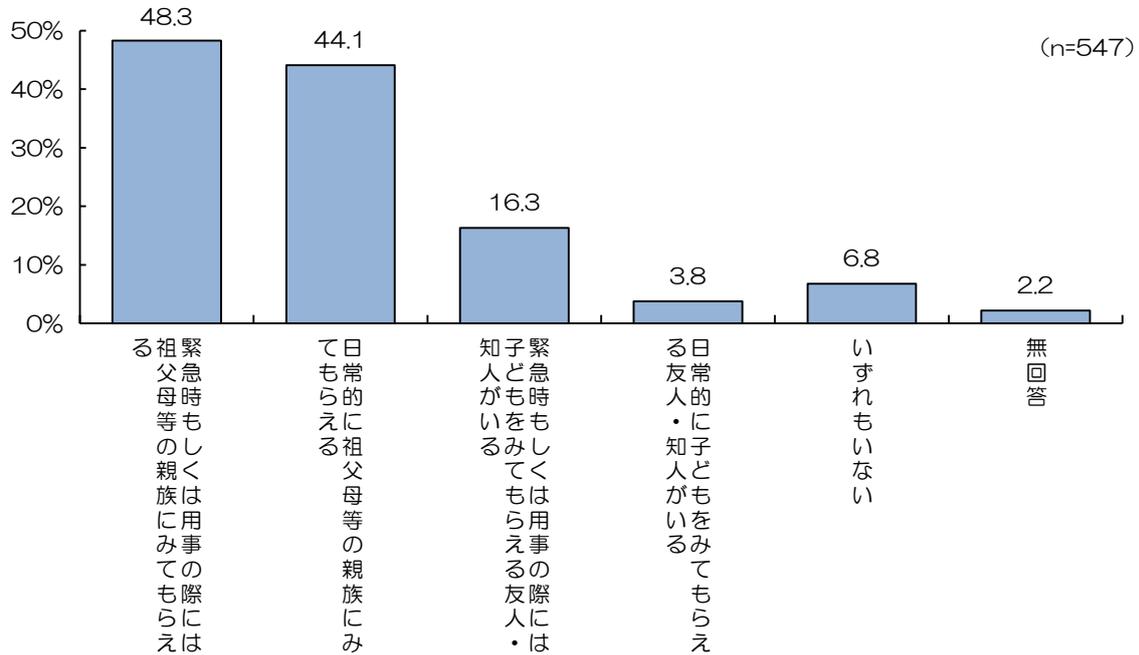
問 お子さんの子育て（教育・保育などを含む）に、もっとも影響すると思われる環境はどれですか。（○はあてはまるものすべて）



「家庭」が86.8%と最も多く、次いで「小学校」が76.8%、「地域」が17.9%などとなっています。

⑤ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

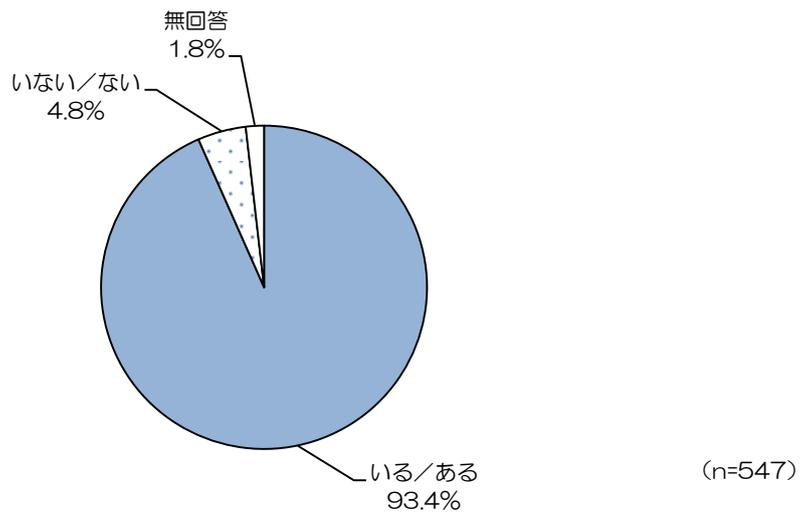
問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(〇はあてはまるものすべて)



「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族のみてもらえる」が48.3%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族のみてもらえる」が44.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が16.3%などとなっています。

⑥ 子育てをする上で相談できる人（場所）の有無

問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。(〇は1つ)

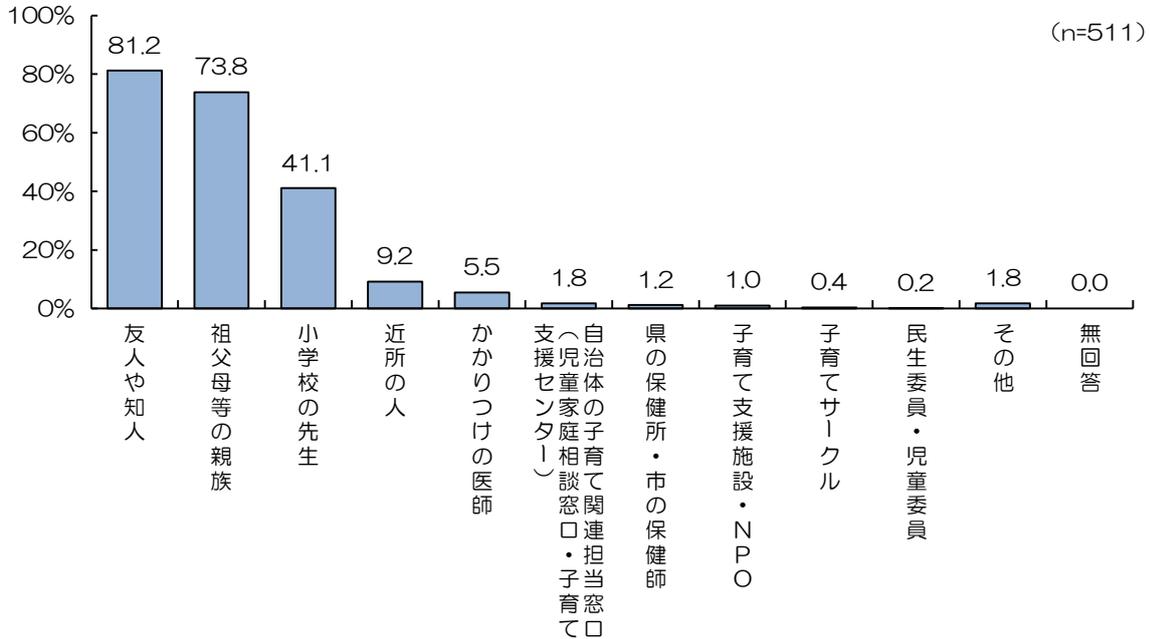


「いる/ある」が93.4%、「いない/ない」が4.8%となっています。

⑦子育てに関して気軽に相談できる先

※前の問で「いる／ある」を選んだ人のみ

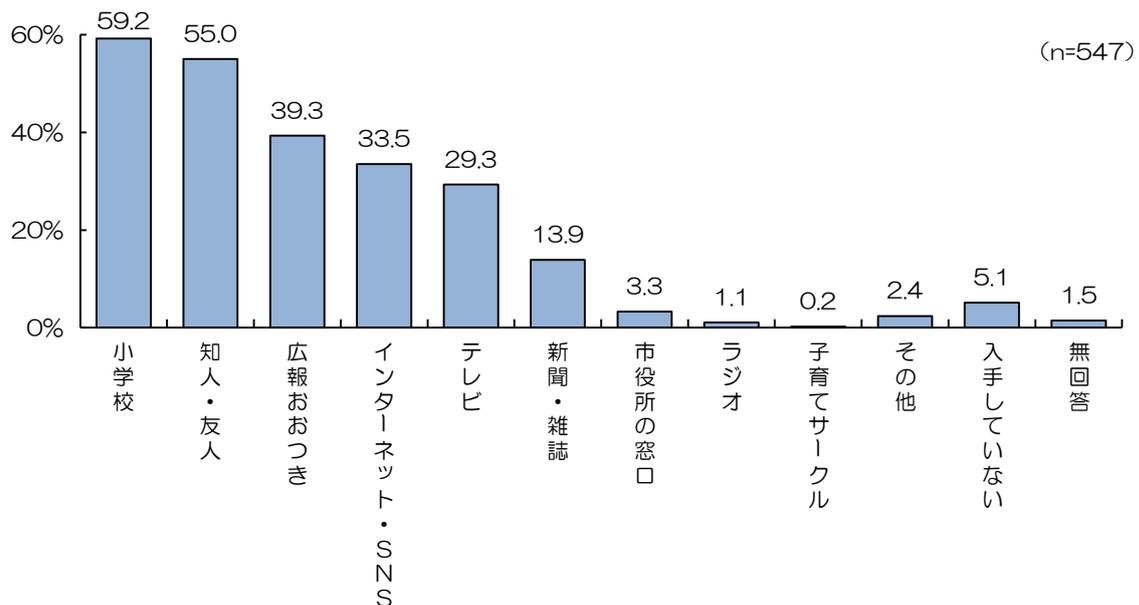
問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）に関して、気軽に相談できる先はどなた（どこ）ですか。（〇はあてはまるものすべて）



「友人や知人」が81.2%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が73.8%、「小学校の先生」が41.1%などとなっています。

⑧子育てに関する支援情報の入手先

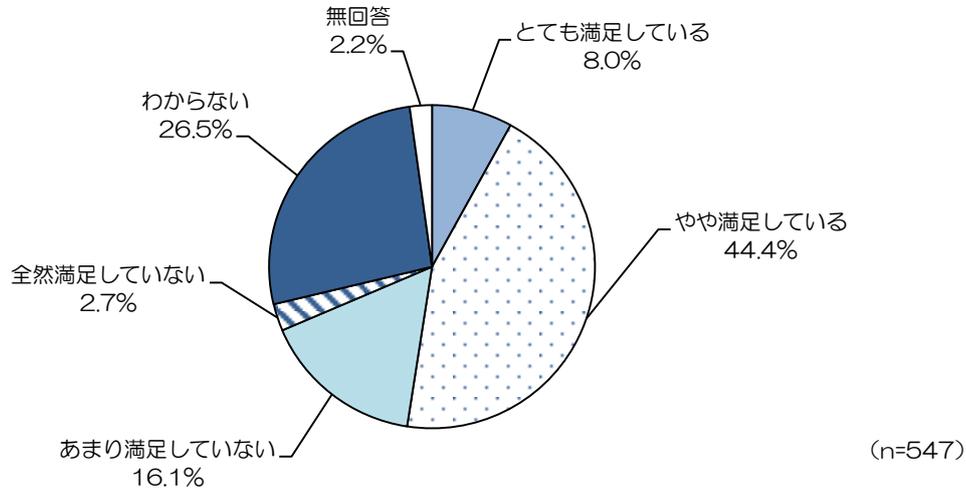
問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報の入手先はどこですか。（〇はあてはまるものすべて）



「小学校」が59.2%と最も多く、次いで「知人・友人」が55.0%、「広報おおつき」が39.3%などとなっています。

⑨子育てに関する支援情報の満足度

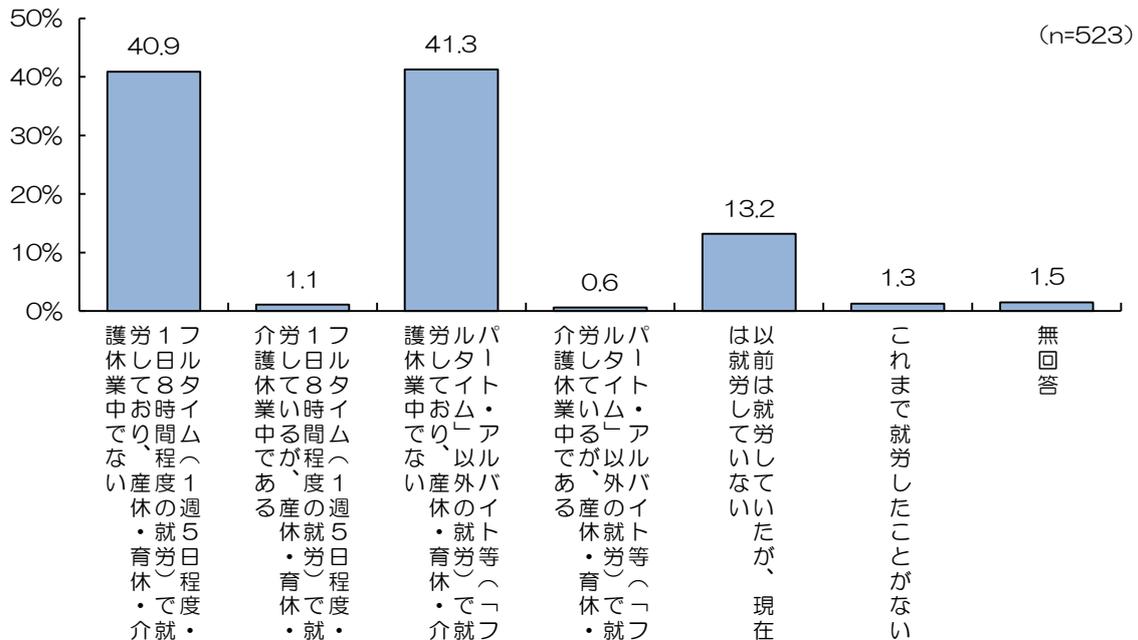
問 お子さんの子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報について、現在、満足されていますか。（〇は1つ）



「やや満足している」が44.4%と最も多く、次いで「わからない」が26.5%、「あまり満足していない」が16.1%などとなっています。

⑩母親の就労状況

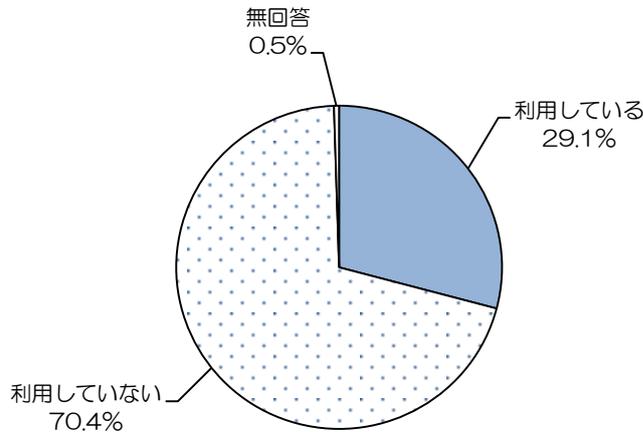
問 お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。母親【父子家庭の場合は記載不要です】現在の就労状況（〇は1つ）



「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が41.3%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が40.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.2%などとなっています。

⑪放課後学童クラブの利用状況

問 現在、お子さんは放課後学童クラブを利用していますか。(〇は1つ)



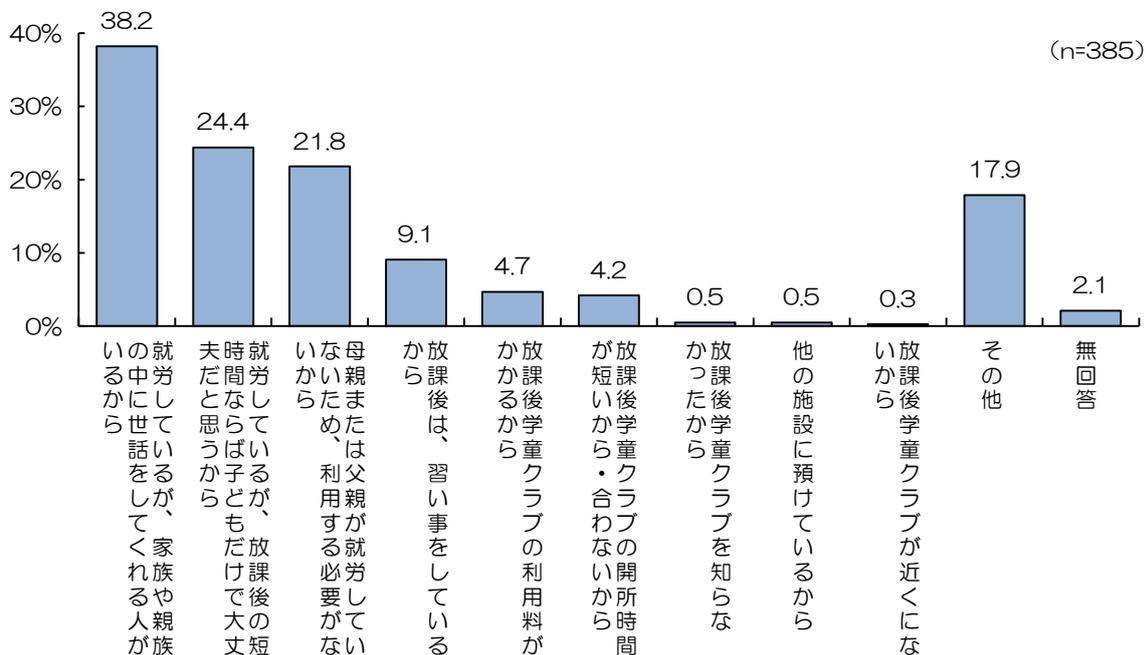
(n=547)

「利用している」が29.1%、「利用していない」が70.4%となっています。

⑫放課後学童クラブを利用していない理由

※前の問で「利用していない」を選んだ人のみ

問 放課後学童クラブを利用していない理由は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

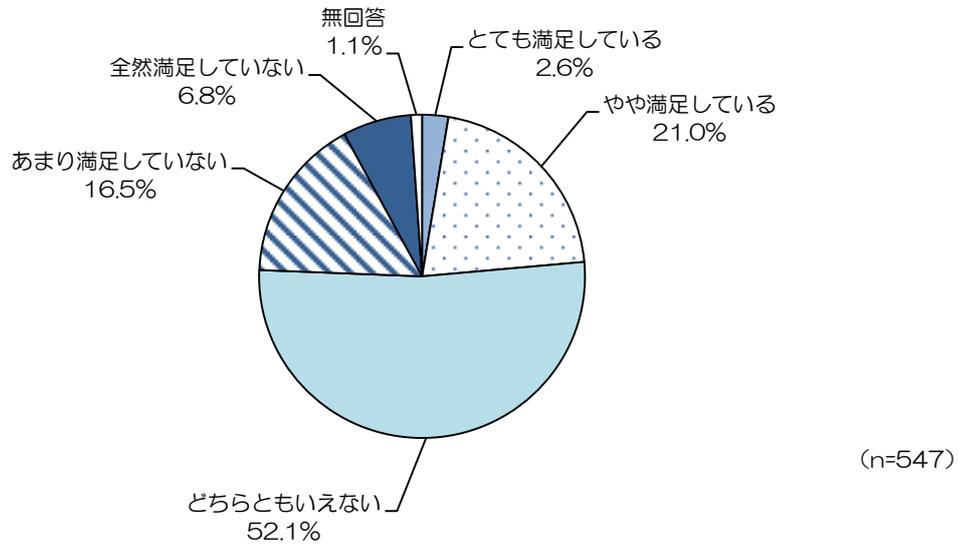


(n=385)

「就労しているが、家族や親族の中に世話をしてくれる人がいるから」が38.2%と最も多く、次いで「就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけで大丈夫だと思うから」が24.4%、「母親または父親が就労していないため、利用する必要がないから」が21.8%などとなっています。

⑬大月市の子育て環境や支援についての満足度

問 大月市の子育て環境や支援について、現在、満足されていますか。(○は1つ)

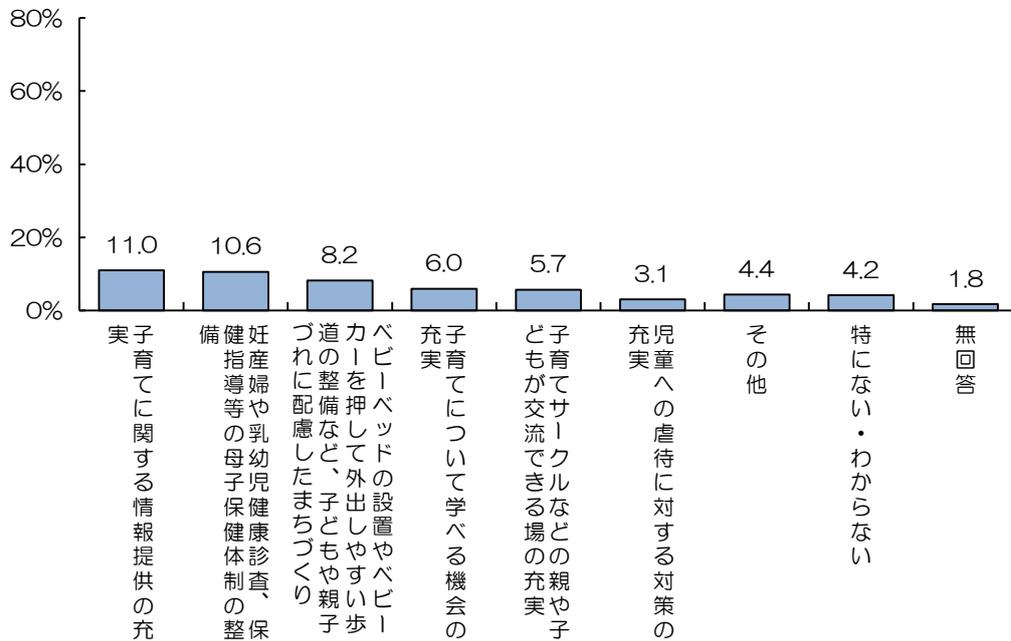
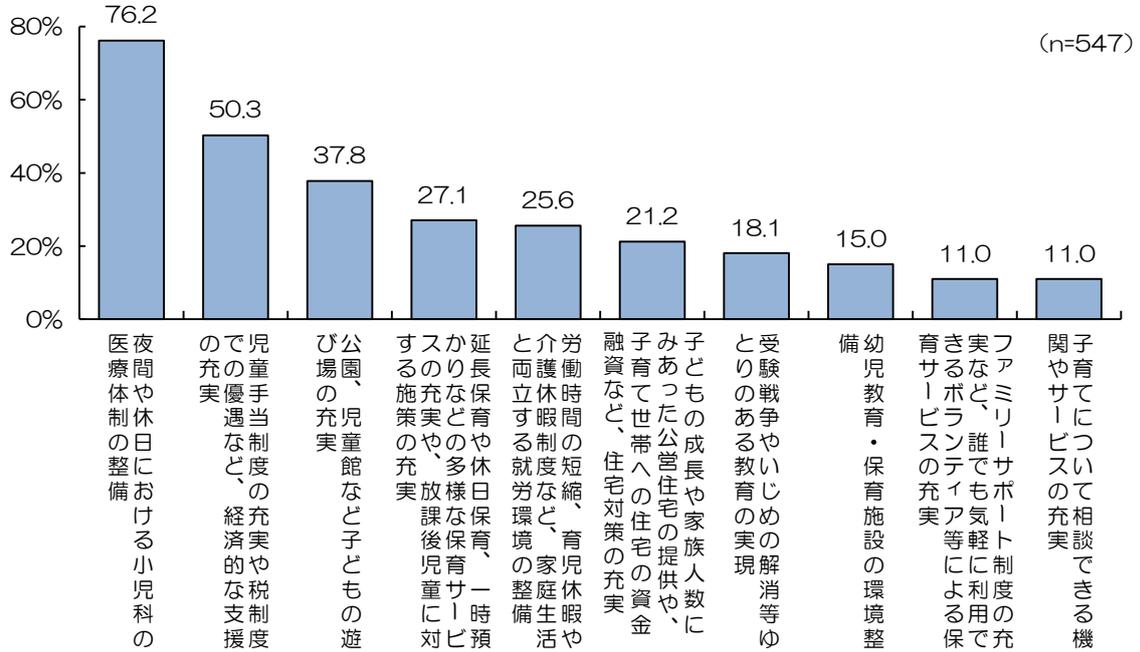


「どちらともいえない」が52.1%と最も多く、次いで「やや満足している」が21.0%、「あまり満足していない」が16.5%などとなっています。

⑭大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

問 今後、大月市の子育て環境をさらによくしていくために、次のことについてあなたはどのようなお考えですか。重要と思われるもの5つまでに○をつけてください。

(○は5つまで)



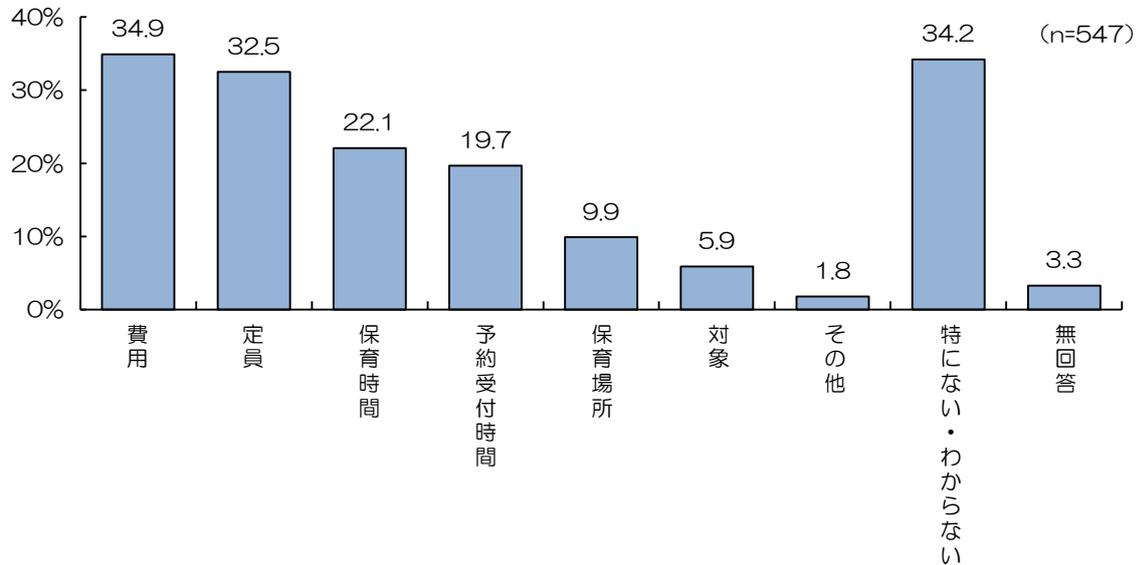
「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が76.2%と最も多く、次いで「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」が50.3%、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が37.8%などとなっています。

⑮大月市病児・病後児保育室をさらに利用しやすくしていくため

改善されれば良いこと

問 大月市では、大月市病児・病後児保育室を実施しています。

大月市病児・病後児保育室をさらに利用しやすくしていくために、どの項目が改善されれば良いとお考えですか。(〇はあてはまるものすべて)



「費用」が34.9%と最も多く、次いで「定員」が32.5%、「保育時間」が22.1%などとなっています。また、「特にない・わからない」が34.2%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

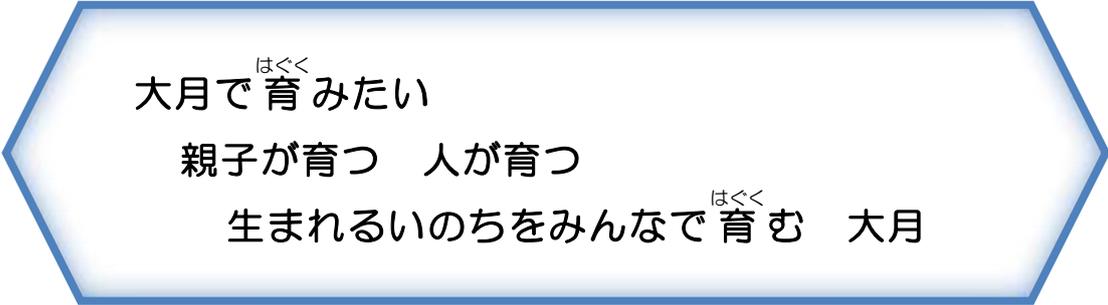
(1) 基本理念

本市では、これまで、「大月で育みたい 親子が育つ 人が育つ 生まれるいのちをみんな
で育む 大月」を基本理念として、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

これは、国の子ども・子育て支援に関する基本指針にある「子どもの最善の利益が実現
される社会」を踏まえたものであり、より多くの人に“大月で子どもを育みたい”と感じ
てもらえるよう、生まれてくる新しいいのちが家族や地域に心から祝福され、すべての人
が地域で成長する子どもたちとの関わりを通じて喜びや感動に満ちた生活を送ることがで
きる大月市を目指すための理念となっています。

この理念は、今後も継続して目指していく大月市の姿であり、第7次総合計画における
今後の取り組み方向で掲げられている「若い世代の定住環境づくり」「健やかに安心して暮
らせる地域づくり」等の考え方に合致するものです。

以上のような考えから、第2期計画においてもこれまでの理念を踏襲し、子ども・子育
て施策を推進していきます。



大月^{はぐく}で育みたい
親子が育つ 人が育つ
生まれるいのちをみんな^{はぐく}で育む 大月

(2) 基本目標

1. 地域における子育て支援の推進

安心して大月市で子育てをするためには、子育てに関する様々な支援を充実させるとと
もに、地域が一体となった子育て支援体制を整備していくことが重要です。

「地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実」「子育てに関する情報・相談体制の
充実」「子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進」「子育て家庭への経済的支援」を
通じて、地域における子育て支援を推進します。

2. きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

子育て世帯は様々な悩みや課題を抱えています。虐待は未然防止及び早期発見・早期支援が必要な問題であり、貧困やひとり親家庭、障がいのある児童への支援は個に応じたきめ細かな支援が必要です。

「児童虐待防止対策の充実」「厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援」「障がい児施策の充実」を通じて、きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援を充実させます。

3. 親子の健康の確保・増進

妊産婦の健康は生まれてくる子どもの健康に大きな影響を与えます。また、子育て世帯や子どもの心身の健康を支援することは、子どもの健やかな成長のために重要となります。

「母子の健康づくりの充実」「食育・規則正しい生活習慣確立の推進」「思春期の心と身体の健康づくりの推進」「周産期・小児医療体制の充実」を通じて、親子の健康の確保・増進を推進します。

4. 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

子どもの健やかな成長や子どもの生きる力を育むためには、学校・家庭・地域といった子どもを取り巻く教育環境を充実させることが必要不可欠です。

「幼稚園、学校の教育環境の充実」「家庭や地域の教育力の向上への支援」「地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進」を通じて、子どもの生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

5. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

子育て世帯が子育てしやすい環境を実現するためには、安心で安全な環境を整備していくことが必要です。遊び場の充実や子育てと仕事を両立できる環境だけではなく、犯罪や事故等から子どもを守る環境も整備していくことが重要です。

「子どもの遊び場・交流の場の充実」「男女が共に参画・参加する子育て支援の推進」「犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進」「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」を通じて、子どもにやさしい安心・安全なまちづくりを推進します。

(3) 施策の体系

大月で育みたい
親子が育つ 人が育つ
生まれるいのちをみんなで育む 大月

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ①施設型給付・地域型保育給付【重点】 | ②延長保育事業（時間外保育）【重点】 |
| ③病児・病後児保育 | ④一時預かり事業 |
| ⑤ファミリーサポートセンター事業【重点】 | ⑥産休、育休明け保育推進事業 |
| ⑦放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）【重点】 | ⑧放課後子ども教室 |
| ⑨保育サービス評価の充実 | ⑩幼稚園・保育所（園）の再編整備【重点】 |
| ⑪保育士等の確保 | |

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

- | | |
|----------------|------------------|
| ①子育て世代包括支援センター | ②子ども家庭総合支援センター事業 |
| ③相談事業 | ④健康相談 |
| ⑤家庭児童相談事業 | ⑥発育発達相談 |

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ①保育サポーター養成講座 | ②地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成 |
|--------------|-----------------------------|

4. 子育て家庭への経済的支援

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ①児童手当 | ②幼児教育・保育の無償化 |
| ③多子世帯の保育所（園）・幼稚園の保護者負担金の軽減 | ④子育てへの経済的支援 |
| ⑤子育て支援医療費助成制度（乳幼児医療費助成） | ⑥児童扶養手当 |
| ⑦ひとり親家庭医療費助成制度 | ⑧要保護及び準要保護児童就学援助事業 |

基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

- ①育児不安解消・虐待発生予防に向けた妊娠期からの継続した相談・支援
- ②要保護児童対策地域協議会の運営

2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ①支援施策に関する情報提供の実施 | ②自立支援に関する各種相談・各種支援制度の実施 |
| ③地域ネットワークの形成【重点】 | |

3. 障がい児施策の充実

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ①障がい児保育事業 | ②放課後学童クラブでの障がい児の受入れ体制の整備 |
| ③のびのびっこ教室・すくすく教室 | ④障がい児に対する在宅サービス事業 |
| ⑤特別支援教育 | ⑥障がいのある児童と親への経済的支援 |
| ⑦発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備 | |

基本目標3 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

- ①母子健康手帳の交付
- ②妊婦あんしんタクシー利用者助成事業
- ③産後ママの安心相談室
- ④産後ケア事業
- ⑤ママ・パパ学級
- ⑥育児教室
- ⑦子育てサポーターの活用
- ⑧妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業）
- ⑨妊産婦乳児一般健康診査等
- ⑩乳児健康診査（4か月児・9か月児）
- ⑪1歳6か月児健康診査
- ⑫3歳児健康診査
- ⑬妊婦歯科健康診査
- ⑭2歳児歯科健康診査
- ⑮事故防止対策
- ⑯予防接種

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

- ①食に関する健康づくり
- ②もぐもぐ教室（離乳食教室）
- ③乳幼児への栄養相談
- ④親子ふれあい料理教室

3. 思春期の心と身体の健康づくりの推進

- ①心と性の健康づくり対策
- ②飲酒・喫煙防止対策
- ③薬物乱用防止対策

4. 周産期・小児医療体制の充実

- ①小児医療体制の確保・充実【重点】
- ②かかりつけ医の確保の啓発
- ③不妊治療に対する支援

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

- ①サポート・ティーチング（S・T）推進事業
- ②幼児教育推進事業
- ③学校施設の整備
- ④学童クラブ支援員のスキルアップ講座

2. 家庭や地域の教育力の向上への支援

- ①地域全体で子育て家庭を支える意識啓発
- ②これから親となる男女への学習機会の提供
- ③中学生等が乳児とふれあう機会の提供
- ④地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進【重点】

3. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

- ①心を育てる読書の大切さや楽しみ方を伝える読書のススメ
- ②夏休み等子ども体験事業
- ③地域の高齢者の参画を得た世代間の交流

基本目標5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

- ①都市公園の管理
- ②児童館等の利用促進

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ②男女共同参画に関する啓発
- ③家庭内での男女共同参画の推進

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

- ①登下校の安全の確保
- ②おおつき防災安全メール
- ③交通安全対策推進事業【重点】
- ④防犯教室・講習の開催
- ⑤災害時の子育て支援の充実

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ①関係業界への自主的措置の働きかけ
- ②有害情報に関する啓発

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

家族構成の変化や経済状況の変化などの理由により、近年、子ども・子育てに関するニーズは多様化・複雑化しています。特に、女性の社会進出が進む一方、子どもの預け先として祖父母を頼ることが難しいなど、保育所（園）、認定こども園などの保育ニーズは高まっています。また、就労形態の多様化により、従来の教育・保育時間や平日のみの教育・保育だけではなく教育・保育利用ニーズが高まるなど、新たなニーズに対応した教育・保育の場の提供が重要となっています。

本市においては、子どもの心身の健やかな成長を支えるとともに、保護者の仕事と教育の両立を支援するため、子ども・子育て支援制度に基づき、利用者のニーズを十分に把握し、適切かつ質の高いサービスの提供を図っています。

事業・施策の名称		担当課
① 施設型給付・地域型保育給付【重点推進施策】		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対し、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。 ◆ 地域型保育事業を実施する施設に対し、保育が適切に実施されるよう地域型保育給付費を支給します。 	
方向性	◆ 子ども・子育て支援制度に基づき、子育て家庭の生活実態やニーズを十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。	
② 延長保育事業（時間外保育）【重点推進施策】		福祉課
内容	◆ 就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を行います。	
方向性	◆ 実施時間の延長等、利用者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。	
③ 病児・病後児保育		福祉課
内容	◆ 児童が発熱等の急な病気となった場合、または病気回復期において、当該児童を病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて、病児・病後児保育を行います。	
方向性	◆ 事業の周知に努めるとともに、実施機関との連携を強化し、充実を図ります。	

事業・施策の名称		担当課
④一時預かり事業		福祉課
内容	◆ 家庭で子育て中の保護者が、病気や冠婚葬祭等で育児ができなくなったときや育児疲れ解消のために、保育所等で一時的に児童を預かります。	
方向性	◆ 事業の周知を行うとともに、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。	

⑤ファミリーサポートセンター事業【重点推進施策】		福祉課
内容	◆ 仕事と育児の両立のために、3か月から12歳までの子どもを預けたい保護者（依頼会員）に対して、子どもを預かることができる者（協力会員）を紹介する会員組織の相互援助活動の調整を図る事業を、子ども家庭総合支援センターで実施します。	
方向性	◆ 急な預かりなどの依頼に対応できるよう利用しやすい環境を整え、円滑な調整を図れるよう努めます。 ◆ 協力会員を増やし、地域の保育力の充実を図ります。 ◆ 補助事業であるエンゼルサポート事業と連携しながら事業を実施していきます。	

⑥産休、育休明け保育推進事業		福祉課
内容	◆ 0歳児が3人以上で、かつ1歳児を5人以上預かる民間の保育園に対し、産休、育休明けの保育推進事業の充実を促進します。	
方向性	◆ 年度途中の入所ができないことがあるため、保育士の人材確保に努め、保育園の受入れ体制の充実を図ります。	

⑦放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）【重点推進施策】		福祉課
内容	◆ 保護者の就労等のため、放課後等において家庭で保育が受けられない小学校1年生～6年生の児童に対し、学校施設等を利用して集団遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。	
方向性	◆ ニーズ把握等により、待機児童が発生しないようサービスの充実を努めます。	

⑧放課後子ども教室		社会教育課
内容	◆ 市内小学生・中学生を対象として、放課後の安心・安全な活動拠点（居場所）の確保を図ります。 ◆ 放課後や週末等に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。	
方向性	◆ 新・放課後子ども総合プランを踏まえ、事業の充実を図るとともに、放課後学童クラブとの連携強化や一体的提供の実施を検討します。	

事業・施策の名称		担当課
⑨保育サービス評価の充実		福祉課
内容	◆ 事業運営における具体的な問題点等を把握し、サービスの向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供します。	
方向性	◆ 保育の質を確保し、広く市民に保育に関する情報を提供するため、広報やホームページ等を積極的に活用していきます。 ◆ 利用者アンケート等を通じて、ニーズを把握し、サービスの向上に努めます。	

⑩幼稚園・保育所（園）の再編整備【重点推進施策】		福祉課
内容	◆ 子どもの安全を守り、保護者が安心して子育てと就労を両立できる環境を整えるため、「幼稚園・保育所（園）の再編に関する市の方針」に基づき、施設の再編整備を進めます。	
方向性	◆ 働き方の多様化などに対応するため、認定こども園への移行を視野に入れた整備を進めます。 ◆ 送迎の利便性や安全性を高めるため、国道20号沿線に施設を誘導して整備し、市有地を積極的に利活用します。	

⑪保育士等の確保		福祉課
内容	◆ 妊産婦も含めて、子どもの健全な成長を促進するため、保育士及び教員、看護職員、保健師、心理士等の適正な人員の確保に努めます。	
方向性	◆ 子育て支援や児童健全育成活動に関わる保育士等に関して人材の確保に努めます。	

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

アンケート調査結果によると、多くの保護者が相談先に「祖父母等の親族」や「友人や知人」を挙げていますが、専門的な知識を必要とする問題について相談できる場所として、相談機関や窓口の設置が必要とされています。また、子育てに関する相談内容は多様化・複雑化し、多岐に渡ることから、相談員の専門性の強化や資質の向上を図っていく必要があります。

本市では、誰もが気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育て世代包括支援センターで各種相談に応じているほか、専門的な知識を持った相談員を配置し、切れ目のない支援を行っています。また、情報提供については、ガイドブックや広報、スマートフォンアプリなど、様々な情報媒体を適切に活用しながら、必要とする人に必要な情報をわかりやすく発信する仕組みづくりに努めていきます。

事業・施策の名称		担当課
①子育て世代包括支援センター		保健介護課
内容	◆ 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	
方向性	◆ 関係機関と連携して、切れ目のない支援を継続して行います。	
②子ども家庭総合支援センター事業		福祉課
内容	◆ 子育て中の家庭に対して、交流の場の提供、育児相談、子育て情報の提供等を行い、総合的な子育て支援を図ります。	
方向性	◆ 関係機関と連携し、対象者のニーズに合った事業の充実を図るとともに、事業の周知を通じて、新たな利用者の増加に努めます。 ◆ 子ども・子育て支援に関する支援内容をわかりやすくまとめた子育てマップや子育てガイドブックを作成、配布します。	
③相談事業		福祉課
内容	◆ 子ども家庭総合支援センターでの相談事業及び保育所（園）、幼稚園における相談窓口の充実を図るとともに、教育相談センターの活用を促進するなど、子育てに対する相談・支援活動の拡充に努めます。	
方向性	◆ 児童や保護者の多岐にわたるニーズに合った相談業務が必要となることから、福祉機関のみならず、保健、教育、医療等様々な機関と連携し、各機関の持つ資源を活用して、支援、援助を拡充します。 ◆ 多岐にわたる相談に対応するため、専門的な知識を持った相談員による支援体制の整備を図ります。	

事業・施策の名称		担当課
④健康相談		保健介護課
内容	◆ 子どもの発育発達に関することや栄養、生活習慣、予防接種等子どもの健康に関する相談を保健師、栄養士、心理相談員が電話、市役所窓口、各種健康診査など、多くの機会を通して実施します。	
方向性	◆ 保健師が常時相談に対応できるよう継続していきます。 ◆ 栄養士も随時相談対応ができるよう努めていきます。	

⑤家庭児童相談事業		福祉課
内容	◆ 家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため、相談業務を拡充するとともに、家庭児童相談員を配置し、より細やかな対応を進めます。 ◆ 要保護児童対策地域協議会の活用を図り、虐待の未然防止と適切な支援体制を強化します。	
方向性	◆ 児童虐待の未然防止のため、きめ細やかに関係機関と連携することで、情報確保のネットワークの構築に努め、早期の情報共有、支援、援助を行います。 ◆ 児童虐待や不登校など相談内容は多様化していることから、相談しやすい環境の整備を図ります。 ◆ 要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、要保護児童に対する個別カンファレンスを必要に応じて開催し、虐待の未然防止と適切な支援につなげます。 ◆ 支援が必要な家庭に対して情報提供や相談事業を充実させます。	

⑥発育発達相談		保健介護課
内容	◆ ことばの遅れ、落ち着きがない、身体の遅れがあるなど、心身の成長発達に心配のある子どもや保護者を対象に、小児科医・臨床心理士・作業療法士・保健師による専門相談や支援を行います。また、相談の結果に応じて、専門機関につなげるなど、二次機関との連携や継続した支援を行います。	
方向性	◆ 医師、臨床心理士、作業療法士、保健師等の確保に努めます。 ◆ 必要な時期に適切に対応できるような体制を整備していきます。	

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭の孤立が進んでいる中、すべての子育て家庭が安心して子育てをするためには、親の育児力だけではなく、地域全体で子ども・子育てを支援する環境の構築が必要不可欠です。家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・子育てサークル・関係機関・関係団体が連携して地域の子育て支援を担う人材を確保・育成し、地域全体の子ども・子育て支援の質の向上に努める必要があります。また、子育て家庭の孤立を防ぐために、保護者同士の交流の場の提供など、子育て家庭が地域活動へ参画できる環境づくりが求められています。

本市においては、ファミリーサポートセンター事業を推進し、スキルアップ研修の実施等、保育サポーターの資質の向上に努めています。また、子ども家庭総合支援センターが中心となり関係機関が連携・情報共有を図るネットワーク化を進め、協働して支える体制づくりに努めます。

事業・施策の名称		担当課
①保育サポーター養成講座		福祉課
内容	◆ ファミリーサポートセンター事業を円滑に推進するため、担い手となる保育サポーターの登録人数を増やし、安定した人数の確保に努めるとともに、養成講座を開催し、人材の育成を図ります。	
方向性	◆ 継続的に養成講座を開催することにより、保育サポーターとなる人材の確保に努めます。 ◆ 援助活動に必要な知識や技術を身につけ、安全かつ円滑に活動が行えるよう、引き続き実践的な研修を実施し、保育サポーターのスキルアップを行い、人材の育成に努めます。	
②地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成		福祉課
内容	◆ 子育て支援の推進を図るために、家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・子育てサークル・関係機関・関係団体などが連携し、情報を共有化し、一体となって総合的な子育て支援づくりを進めていくことのできるネットワークの構築を図ります。	
方向性	◆ ネットワークづくりを推進するには、子育てに関する様々な情報を共有することが重要であるため、関係機関と連携を密にし、子ども家庭総合支援センターが中心となり、情報発信を行い、ネットワークの強化に努めます。	

4. 子育て家庭への経済的支援

子育ては長期的な経済負担が大きく、子どもを産めない・増やせない背景に、養育費や教育費、医療費など、子ども・子育てに関する経済的な理由がある家庭が多くなっています。近年は、社会環境や経済状況の変化により、ひとり親家庭が増加するなど、様々な家庭の実態に応じた経済的支援施策を推進していくことが必要です。また、子どもの健全な育成が妨げられることなく十分な教育を受けられるよう、継続的な経済的支援の充実が重要です。

本市では、子育て家庭の生活の安定に寄与し、子ども・子育てを支援するため、様々な経済的支援を行っており、経済的な理由で子どもの健全な育成が妨げられることのないよう、適正な支給に努めています。また、広報等を充実させ、制度についての周知を進めています。

事業・施策の名称		担当課
①児童手当		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学生までの児童を養育している家庭に対して児童手当を支給します。 支給額（児童1人につき支給） 3歳未満：15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子、2子：10,000円・第3子以降：15,000円 中学生：10,000円（一律） ※所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき一律5,000円を支給します。	
方向性	◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に支給します。	
②幼児教育・保育の無償化		福祉課
内容	◆ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳児、住民税非課税世帯の0歳～2歳児の幼児教育・保育料を無償化します。	
方向性	◆ 国の方針及び基準に合わせて適正に対応します。	
③多子世帯の保育所（園）・幼稚園の保護者負担金の軽減		福祉課
内容	◆ 保育所（園）・幼稚園を利用している世帯の保護者負担の軽減を図ることを目的に、国の基準に加えて、市単独の軽減や県の事業を利用し、経済的な負担の軽減を図ります。	
方向性	◆ 制度の周知を行うとともに、適正に対応します。	

事業・施策の名称		担当課
④子育てへの経済的支援		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次代を担う児童の増加を願い、出生を応援するとともに子育てを支援するため、児童の出生時に子育て支援手当の支給を行います。 第1子：30,000円・第2子：50,000円・第3子以降：100,000円 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、市の基準に合わせて適正に対応します。 	

⑤子育て支援医療費助成制度（乳幼児医療費助成）		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 満18歳（高校生）までの児童の保護者に対し、児童が受診した際の保険診療による自己負担金を医療費助成金として助成します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に支給します。 	

⑥児童扶養手当		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひとり親家庭の児童（18歳未満、障がいのある場合は20歳未満の児童）を養育している母親、父親または養育者（公的年金受給者等は、額が児童扶養手当額を下回る場合、差額分を支給）に対して生活の安定と自立の促進に寄与するために児童扶養手当を支給します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に支給します。 	

⑦ひとり親家庭医療費助成制度		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等の親と児童、父母のいない児童が通院・入院した際の医療費及び歯科診療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に助成します。 ◆ ひとり親家庭の自立を促進するための支援の周知を図ります。 	

⑧要保護及び準要保護児童就学援助事業		学校教育課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 経済的な理由により、就学が困難と思われる児童及び生徒の保護者に対し、学用品、校外活動費、給食費など補助基準額を設定して、就学援助を行います。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等に取り組み、就学援助の活用・充実を図ります。 ◆ 補助制度について、関係機関と連携し国へ拡充要望を図ります。 	

基本目標 2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭の孤立が進み、保護者の育児不安や精神的負担感が大きくなる中で、全国的にみると、児童虐待の相談通告件数は増加しています。令和元年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立するなど、国を挙げた児童虐待防止の取り組みが進められてきましたが、依然として社会全体で取り組むべき問題といえます。また、近年、相談内容は多様化・複雑化し、専門的な支援が求められることが多くなっていることから、支援する職員の専門性の強化や資質の向上を図っていく必要があります。

本市においては、身近な相談窓口の周知に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の運営等、様々な関係機関が緊密に連携を図りながら、それぞれの角度から支援を行い、子育て家庭の孤立や虐待の防止、早期発見・早期対応に努めています。

事業・施策の名称		担当課
①育児不安解消・虐待発生予防に向けた妊娠期からの継続した相談・支援		保健介護課
内容	◆ 乳幼児健康診査や妊産婦健康診査等の場を活用し、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携して、妊娠期からの継続した相談・支援体制の整備を進めます。	
方向性	◆ 母子手帳交付時や乳幼児健康診査・教室の場を活用し、関係機関との相談・支援体制づくりを行い、子どもや家族が安心して子育てができるように継続的な支援を行います。	

②要保護児童対策地域協議会の運営		福祉課
内容	◆ 児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関が連携を図り、要保護児童対策地域協議会を運営します。 ◆ 関係機関と連携し、児童虐待防止に関する情報の発信や啓発活動を行います。	
方向性	◆ 要保護児童対策地域協議会を構成する機関がより一層連携を密にし、情報共有を図り、要保護児童に対して速やかな対応を図っていきます。 ◆ 構成メンバーが協議会の設置内容や必要性などを十分に理解し、的確に運営できるように研修会等を行い、さらなるスキルアップに努めます。 ◆ 関係機関と連携し、「児童虐待とは何か」「児童虐待を防止するには」等、児童虐待に関する啓発活動を行います。	

2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援

平成27年の国勢調査によると、18歳未満の子どもがいるひとり親家庭は759,107世帯（母子世帯：687,373世帯、父子世帯：71,734世帯）となっており、本市では77世帯（母子世帯：67世帯、父子世帯：10世帯）となっています。ひとり親家庭は、両親がそろっている家庭に比べて生活の不安や悩みを抱えやすく、また、貧困状態に陥りやすいと言われています。国においては、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立するなど、子どもの最善の利益を考慮した取組みが進められています。

本市では、ひとり親家庭や貧困家庭等支援が必要な家庭の生活の安定と向上を図るため、各種手当等による経済的支援とともに、相談体制の充実や就労支援体制の整備などに努め、個々の状況に応じた支援を提供しています。

事業・施策の名称		担当課
①支援施策に関する情報提供の実施		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひとり親家庭や貧困家庭を対象に、市や県で実施する各種支援制度に関する情報提供を行います。 ◆ 母子父子福祉資金、寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付事業の相談を受け、県等の支援窓口へつなげます。 	
方向性	◆ 制度の周知に努め、自立支援制度の利用促進を図ります。	

②自立支援に関する各種相談・各種支援制度の実施		福祉課
内容	◆ ひとり親家庭等の自立のための相談、情報提供、就業支援等を行う母子・父子自立支援員を中心に、就業相談及び自立支援プログラムの作成を行います。	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひとり親家庭等では、常用雇用などの安定的な雇用の割合が低く、就業が必ずしも十分な収入に結びつかない現状が見られることから、ひとり親家庭等の抱える問題や課題を整理し、ハローワーク等と連携し、相談しやすい体制を整えます。 ◆ ニーズに合った総合的な相談事業の実施等、就業が安定的に継続できるような支援を行います。 ◆ 市広報やチラシの配布、福祉行政に関わる民生委員等を活用し、制度の周知に努めます。 	

③地域ネットワークの形成【重点推進施策】		福祉課 保健介護課
内容	◆ ひとり親家庭や貧困家庭等支援が必要な家庭が必要な支援を受けられるように、庁内の福祉、教育、保健等の公共機関と地域で活動する支援団体が連携して、支援を必要とする家庭の発見と必要とする支援をつなぐ、地域ネットワークを形成します。	
方向性	◆ 福祉、教育、保健師等の中で各担当が提供できる支援の内容を明確にし、支援内容を共有するとともに、公的機関と民間支援団体が連携して、支援を必要とする方に適切な支援を提供します。	

3. 障がい児施策の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての人が不自由を感じることなく社会参加し、安心・安全な生活を送ることができる社会を構築することが必要です。障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもも社会の一員として地域で安心して生活できる社会の実現のためには、地域の保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を取りながら一体的に支援していくこと、また、乳幼児期から年齢や個々の状況等に応じて継続的に支援していくことが重要です。

本市では、障がいがある人と障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の観点のもと、障害児福祉計画を策定し、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある子どもとその保護者が安心して暮らせるよう、支援制度の充実と社会参加・就労機会の創出を図っています。

事業・施策の名称		担当課
①障がい児保育事業		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいがあっても集団生活が可能な児童に対して保育を提供できるよう受入れの促進を図ります。 ◆ 私立保育園が実施する障がい児保育事業に対して、補助金を交付します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健・医療・福祉・教育など関係機関と連携を取りながら、状況等に応じた支援体制を整えていきます。 ◆ 障害児福祉計画と連携し、施策の充実を図ります。 	

②放課後学童クラブでの障がい児の受入れ体制の整備		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいのある児童の福祉向上と保護者の就労支援を図るため、放課後学童クラブにおいて障がいがある児童の受入れを行い、学童クラブにおける保育体制の向上を進めます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいのある児童の状況に応じて受入れを行います。 ◆ 障がいのある児童を保育できる支援員の確保に努めます。 ◆ 障がいのある児童を保育する支援員の資質を向上させるため研修を実施します。 	

③のびのびっこ教室・すくすく教室		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ことばの遅れ、落ち着きがないなど、発達等が気になる就学前児童と保護者を対象に、保健師・作業療法士・理学療法士等が集団による訓練・指導を行います。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て世帯同士の交流の時間が十分とれるよう努めていきます。 ◆ 子育て世帯のニーズを把握しながら、事業内容の充実を図ります。 	

事業・施策の名称		担当課
④障がい児に対する在宅サービス事業		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいのある児童ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅介護や短期入所等の在宅福祉サービスを提供します。 ◆ 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援を行います。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ きめ細かな障がい福祉サービス提供や相談支援体制のさらなる充実に努めます。 ◆ 障害児福祉計画と連携し、施策の充実に図ります。 	

⑤特別支援教育		学校教育課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個に応じた教育の必要性から、障がいのある児童・生徒の就学に対し、平等に教育を受ける機会を保障し、個に応じた教育及び通学に係る保護者負担の軽減も含めた整備・充実に努めます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 言語障がい、情緒障がい及び発達障がいの通級指導教室の円滑な運営を図るとともに、関係機関が連携しながらさらなる充実に努めます。 	

⑥障がいのある児童と親への経済的支援		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 重度・中度の障がいのある20歳未満の児童を在宅で監護する保護者を対象とした特別児童扶養手当や、重度の障がいを有し常時特別の介護を必要とする児童を対象とした障害児福祉手当など、経済的支援を行います。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの給付を継続し、保護者の経済的支援を図るとともに重度の障がい児が地域で生活できるように在宅支援の充実に努めていきます。 	

⑦発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備		福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達障がいやその疑いのある児童等の日常生活の自立や社会性の育成を促進するため、保育所（園）・幼稚園・学校・児童相談所・保健所・福祉課、保健介護課等が連携し、乳幼児期からの支援体制を整えるとともに、継続的な相談や助言を行うなど、適切な支援が行えるよう努めます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健・医療・福祉・教育など関係機関で連携しながら支援体制の構築に努めます。 	

基本目標 3 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

女性の社会進出が進み、妊娠・出産・育児等、母子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、周囲の支援を受けにくくなり、子育てに関する不安や悩みを一人で抱える母親が増えています。

本市においては、乳幼児の成長段階ごとに健康診査を行うとともに、専門家等による相談体制の充実や適切な情報提供、育児方法に関する指導等を実施し、安心して子育てができるよう、切れ目のない支援を実施しています。

事業・施策の名称		担当課
①母子健康手帳の交付		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てます。さらに、活用方法や健康管理に対する支援に努めていくとともに、妊娠届出時より、健全な母子関係育成のため、ハイリスク妊婦を把握し、妊娠・出産・育児について継続的な支援を行います。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠届出後、早期から継続した支援を行うとともに、母子健康手帳を母親自身が活用していけるよう普及を図ります。 ◆ 妊娠中期、後期になってからの妊娠届出者もいることから、早めに届け出るよう啓発していきます。 	
②妊婦あんしんタクシー利用者助成事業		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊婦が出産のための入院時に、医療機関までの交通手段がない場合など、緊急にタクシーを利用したときの費用を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の不安を解消し、安心、安全な出産を支援します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適切な事業の利用ができるよう周知を図っていきます。 	
③産後ママの安心相談室		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児不安を感じることが多い生後1か月～4か月の時期に、児童と母親を対象に育児相談、母乳に関する相談、体重測定、母親自身の体調の相談、産後の体のケア等についての相談室を設けます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専門家に予約なく気軽に相談できる相談室を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。 	

事業・施策の名称		担当課
④産後ケア事業		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母親が安心して自信を持って育児ができるよう、最も不安が大きいとされる出産直後から産後4か月までの母子で、医療的な処置を必要とせず、不安や負担感があり、家族等周囲の支援が得られない母子を対象に宿泊型のケアを実施します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適切な事業が利用できるよう対象者に情報提供を行います。 	

⑤ママ・パパ学級		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠、出産、育児に関する正しい知識と心構えの普及啓発と実践を行うとともに、参加者同士の交流の場として実施します。【年4クール（1クール4回）】 ◆ ママ・パパ学級の参加者を対象に、出産後に交流を目的としたクラス会を実施します。【1クールにつき1～2回】 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠、出産、育児に関する知識の習得と参加者同士の交流が行えるように、ニーズを把握しながら事業の修正や追加を行います。 ◆ ママ・パパ学級が終了した後も気軽に交流できるよう、自主グループの育成に努めます。 ◆ 妊娠中から歯の健康について考えることができ、3歳で歯になる児童が減るように努めます。 	

⑥育児教室		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児不安の軽減を図り、母親が安心して子育てできるようになることを目的に、母親同士の交流や月齢に適した保健指導を実施します。【年12回】 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母親の育児不安を軽減できるような情報提供、交流会を目指し、教室内容の充実を図ります。 ◆ 出席者数が少ないと、参加者同士の交流が難しいことがあるため、参加者数によって、教室の在り方を検討していきます。 ◆ 欠席者には保健介護課窓口、または乳児家庭全戸訪問事業等により、書類を確実に交付できるよう努めます。 	

⑦子育てサポーターの活用		社会教育課 福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 心の健康と親としての心構え・準備のために、親になる前から、あるいは親になってから、子育てサポーターと関わることで子育てについての学びを得る機会を提供します。 ◆ 子育てサポーターを活用し子育てへの支援を行い、家庭教育の重要性の啓発と家庭教育の推進に努めます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1対1だけでなく、複数による座談会方式などで実践していきます。 ◆ 子育てサポーターを活用し、各種イベントに参加しやすい環境を創出したり、心の健康や親としての心構え等が学べるようにします。 	

事業・施策の名称		担当課
⑨妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業)		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新生児及び妊産婦全員を対象に、また、ハイリスク妊婦、育児支援等が必要な乳幼児や保護者を対象に育児支援等を目的として、保健師と助産師による訪問指導を実施します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援の必要な妊産婦に対しては、保健師等が訪問を実施していきます。 ◆ 里帰り期間が長期になる場合は、里帰り先に訪問を依頼し、早期に新生児訪問が実施できるように努めます。 	

⑨妊産婦乳児一般健康診査等		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母子健康手帳発行時に受診票を交付し、妊産婦及び乳児の一般健康診査、新生児聴覚検査の実施、及び費用を助成することで、妊産婦・乳児の異常の早期発見に努めるとともに、健康診査費用の負担の軽減を図ります。【妊婦1人14回、乳児1人2回、産婦1人2回、新生児聴覚1人1回】 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康診査費用の軽減と妊産婦・乳児の異常を早期に発見し支援していきます。 ◆ 健康診査受診率の向上と未受診者への支援に努めていきます。 	

⑩乳児健康診査（4か月児・9か月児）		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4か月児・9か月児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、健康推進を目的に実施します。【年12回】 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受診率100%を目指して実施していきます。 ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。 	

⑪1歳6か月児健康診査		保健介護課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1歳6か月児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、食事指導、健康推進を目的に実施します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受診率100%を目指して実施していきます。 ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。 	

事業・施策の名称		担当課
⑫ 3歳児健康診査		保健介護課
内容	◆ 3歳児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、健康推進を目的に実施します。	
方向性	◆ 受診率100%を目指して実施していきます。 ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。	

⑬ 妊婦歯科健康診査		保健介護課
内容	◆ 歯肉炎や歯周炎、う歯になりやすい妊娠中に歯科診療を受けることにより、口腔疾患の予防、早期発見、早期治療に結び付けます。妊婦の歯の健康に対する意識を高めることにより、生まれてくる子どもの歯の健康づくりにつなげられるよう、健康診査の内容の充実を図ります。【1人年1回】	
方向性	◆ 受診者が少ないため、妊婦歯科健康診査の周知をしていきます。 ◆ 妊娠による口腔内への影響、赤ちゃんへの影響についての理解が薄いため、妊娠時の歯の健康の大切さを周知していきます。	

⑭ 2歳児歯科健康診査		保健介護課
内容	◆ 乳歯が生え揃う時期である2歳児と2歳6か月児を対象に歯科健診と、希望者へのフッ素塗布を行います。 ◆ う歯予防に関する正しい知識を提供し、家庭での実践につなげられるように、より具体的な歯みがき指導や相談を行い、う歯の予防を図ります。 ◆ 発達検査・育児相談をあわせて行い、子どもの健やかな成長を支援します。	
方向性	◆ 未受診者やフッ素塗布を希望しない親もいるため、フッ素の安全性やう歯予防に有効であることを周知していきます。 ◆ 2歳から3歳の間にう歯が増加する傾向があるため、歯科保健指導を実施し、う歯のない子どもの増加に努めていきます。 ◆ アンケート結果を分析し、事業の充実につなげます。	

⑮ 事故防止対策		保健介護課
内容	◆ 4か月児健康診査の集団指導において、事故防止に関する指導を行います。	
方向性	◆ 知識の普及や意識の向上のために、パンフレットを用いて集団指導を行います。	

⑯ 予防接種		保健介護課
内容	◆ 予防接種法に基づき各種予防接種を実施し、感染症への感染を予防します。	
方向性	◆ 子ども・子育てに関する事業や健康診査等の機会を通じ、接種率が向上するよう周知と勧奨を行います。	

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

子どもの健やかな成長のためには、規則正しい生活習慣と栄養バランスのとれた食生活が欠かせません。しかし、近年、朝食を食べない「朝食欠食」や食事を一人でとる「孤食」など、子どもの生活習慣の乱れが指摘され、健全な食生活、規則正しい生活習慣を確立する取組みが必要となっています。

本市においては、健康診査やイベントなどを活用して、ライフステージ毎に食事の大切さや生活習慣についての学習機会の提供を図っています。また、食事づくりや食事を共に行うことで豊かな家族関係を構築できるよう支援しています。

事業・施策の名称		担当課
①食に関する健康づくり		保健介護課
内容	◆ 全市民を対象に、各年代に合わせた食に関する課題を取り上げ、食の大切さや食事を通した家族、地域のふれあいなどについて学習機会や情報の提供を行います。	
方向性	◆ ライフステージ毎に学習機会や情報の提供の充実を図ります。 ◆ 保健活動推進員を中心に食育に関するイベントを開催したり、食育の大切さの啓発を行います。	

②もぐもぐ教室（離乳食教室）		保健介護課
内容	◆ 食生活面での育児に対する正しい知識と心構えの普及を図ることを目的に、保健師や栄養士による指導や調理実習を行います。【年6回】	
方向性	◆ 教室の参加者を増やし、子どもの成長に合わせた食生活の重要性について周知していきます。 ◆ 1回の教室で、離乳食開始から完了期までを効果的に指導し、子どもの成長過程におけるフォローは、乳幼児健康診査や個別で対応していきます。	

③乳幼児への栄養相談		保健介護課
内容	◆ 乳幼児期からの味覚の形成、正しい食生活習慣の定着を図るため、1歳6か月児健康診査時の栄養士による個別栄養相談をはじめ、保健介護課窓口や電話による栄養相談を実施します。	
方向性	◆ 食や栄養に関する情報提供の場が限られているため、乳幼児期の健康診査の機会を活用し、発達段階に応じた栄養相談を行います。 ◆ 必要がある者に対しては、電話や保健介護課窓口においても、栄養士が栄養相談を行います。	

④親子ふれあい料理教室		保健介護課
内容	◆ 食事の大切さや正しい食生活について学び、親子で一緒に食事づくりを体験することで親子間の交流を図ることを目的に、小学6年生以下を対象に実施します。【年1回】	
方向性	◆ 保健活動推進員の指導のもと、年1回開催します。 ◆ 参加しやすいよう、開催時期や内容等を工夫し、継続して実施します。	

3. 思春期の心と身体の健康づくりの推進

思春期は、子どもから大人への移行期であり、身体的・精神的に大きく成長する時期です。生涯にわたる健康や次世代へのいのちをつなぐ意識を醸成する大切な時期である一方、性感染症や中絶など性に関する問題をはじめ、飲酒・喫煙、薬物乱用、スマートフォンやSNSなどを通じたトラブルなどの増加が問題視されており、子どもたちが健全で豊かな人間性を育めるよう、思春期の子どもたちへ教育が求められています。

本市においては、庁内の関係各課や学校等で連携し、様々な媒体を利用して性や飲酒・喫煙、薬物乱用についての広報・啓発を行うとともに、主に中学生・高校生を対象として、学童期・思春期からの正しい知識の普及に努めています。

事業・施策の名称		担当課
①心と性の健康づくり対策		保健介護課 学校教育課
内容	◆ いのちの大切さや性と性感染症について正しい知識の普及と意識の高揚に努めます。	
方向性	◆ 庁内の関係各課で連携して、エイズや性感染症などに対する正しい知識の普及を行い、こころも身体も健康であることの大切さを伝えていきます。 ◆ 庁内の関係各課で連携して、小学校などでいのちの授業を行い、いのちの大切さを伝えていきます。	

②飲酒・喫煙防止対策		保健介護課 学校教育課
内容	◆ 主に中学生・高校生を対象に広報紙への掲載やパンフレットの配布、ポスターの掲示など、あらゆる媒体を通して、飲酒・喫煙防止等の啓発に努めます。特に、学校との連携による飲酒・喫煙防止教育等、未成年者の飲酒・喫煙を防止するための環境整備を進めます。	
方向性	◆ 庁内の関係各課で連携して、飲酒及び喫煙の及ぼす健康への害などについて正しい知識の普及を図っていきます。特に喫煙は、健康に影響を及ぼしやすく、自分だけでなく家族や周囲へも影響を与えることなどを伝えていきます。 ◆ 地域全体で取り組めるように支援していきます。	

③薬物乱用防止対策		保健介護課 学校教育課
内容	◆ 全市民を対象として、富士・東部保健所管内薬物乱用防止指導員協議会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に協力します。 ◆ 学校保健との連携体制を整備し、学童期・思春期からの正しい知識の普及を図るとともに、相談等の対応についても検討します。	
方向性	◆ 薬物乱用に関する問題は後を絶たず、若年にまで及んでいることから、薬物についての知識を深め一人ひとりの意識を高める取組を進めます。 ◆ 庁内の関係各課や薬物乱用防止指導員と連携して、学童期・思春期からの正しい知識の普及に努めます。	

4. 周産期・小児医療体制の充実

妊娠・出産は様々なリスクを伴うものであり、安心・安全な妊娠・出産の環境整備や気軽に相談できる相談体制など、周産期医療体制の充実が必要不可欠です。また、近年は不妊治療を行う夫婦が増加しており、精神的・経済的な負担を軽減するための施策が求められています。さらに、出産後においては、子どもの急な病気等に対応できる医療機関の確保など、子育て家庭の育児面における安心・安全の確保が重要です。

本市においては、県や医療機関と連携して周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、子どもの疾病予防・早期発見のため、かかりつけ医の確保の必要性を啓発し、子どもの健康や発育についての不安軽減を促進しています。

事業・施策の名称		担当課
①小児医療体制の確保・充実【重点推進施策】		保健介護課
内容	◆ 本市の医療の中核を担っている大月市立中央病院の小児医療の診療体制の充実について働きかけを行い、身近な医療機関において小児医療体制を安定して確保するとともに、充実を目指します。	
方向性	◆ 大月市立中央病院の小児科での受診受け入れと、医療関係者協力のもと、県や市町村が共同してつくる富士・東部小児初期救急医療センターの周知と活用を図ります。	

②かかりつけ医の確保の啓発		保健介護課
内容	◆ 健康管理のため、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	
方向性	◆ 今後も引き続き、かかりつけ医を持つことの必要性について、広報や各教室などで周知し啓発していきます。 ◆ 市内には、小児科の開業医が少ないため、休日・夜間や救急時における富士・東部小児初期救急医療センターの適切な受診方法を指導していきます。	

③不妊治療に対する支援		保健介護課
内容	◆ 国や県などと連携を図りながら、不妊症・不育症に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じるとともに、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成します。	
方向性	◆ 不妊治療全般に対して助成範囲を拡大し、さらなる経済的軽減を図ります。 ◆ チラシ等を作成し、事業の周知を図ります。	

基本目標 4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

様々な経験をして心身共に成長する時期に子どもの成長と発達を支援するためには、安心・安全で快適な教育環境を整備していく必要があります。また、いじめや不登校、ひきこもりなどの問題に適切に対応するための仕組みづくりが必要です。

本市においては、設備・備品の計画的な更新を行うとともに、講師や支援員等、教育に携わる人材の資質向上を図り、子どもの生きる力を育む教育環境の充実に努めています。

事業・施策の名称		担当課
①サポート・ティーチング（S・T）推進事業		学校教育課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校の全学年において、1学級の児童数が31人以上の学級に講師1人を配置します。ただし、1学年2学級の学年については1学級の児童数が36人以上の学級に対しては講師1名を、1学級の児童数が31人以上35人以下の学級に対しては2学級に1名を配置します。 ◆ 学級運営が特に困難な学級に配置する講師または支援員は、学校長からの配置要請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に配置します。 ◆ 特別支援学級講師・支援員は、特別支援学級が設置されている学校長からの配置要請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に配置します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援学級へ就学する程ではない児童・生徒を普通学級で支援するためにより多くの支援員の配置が必要になるため、国・県の方針を踏まえ配置の拡充に努めます。 ◆ 多種多様な個性をもった児童・生徒が多く在籍するため、人数の基準だけでなく、柔軟な配置の拡充に努めます。 	

②幼児教育推進事業		福祉課 学校教育課
内容	◆ 幼稚園、認定こども園において、幼児期にふさわしい、幼児の特性に応じた教育及び教育環境の整備を進めます。	
方向性	◆ 保護者負担の軽減を図るために、運営経費の助成を幼稚園等に対して実施します。	

③学校施設の整備		学校教育課
内容	◆ 児童・生徒にとって利用しやすく、安全かつ安心して学習ができるよう施設の整備を進めるとともに、老朽化した校舎、体育館、プール等について計画的な改修を行います。	
方向性	◆ 子どもが安心して快適に学校教育が受けられるよう、計画的に施設の整備や充実に努めます。	

④学童クラブ支援員のスキルアップ講座		福祉課
内容	◆ 学童クラブにおける子どもの健全育成を図るため、学童クラブ支援員の資質向上を図ります。	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市主催の研修会を実施し支援員のスキルアップを図ります。 ◆ 県及び児童館連絡協議会等が主催する研修をスキルアップ研修として活用します。 	

2. 家庭や地域の教育力の向上への支援

すべての子育て家庭が安心して子育てをするためには、親の育児力だけではなく、地域の教育力の向上が重要です。地域が子育てへの理解・関心を深めるとともに、子どもに地域活動や体験活動に参加する機会を提供し、地域全体で子どもを育てる意識を醸成することが必要です。

本市においては、次代を支える子どもたちに子どもを育てる責任や希望を早い時期から感じられるよう、大月市保健活動推進委員会と連携して乳児とふれあう機会の提供を行っています。

事業・施策の名称		担当課
①地域全体で子育て家庭を支える意識啓発		社会教育課
内容	◆ 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。	
方向性	◆ 地域の青少年関係団体等のネットワークを活用して関係機関が連携し街頭キャンペーン活動等を行い、青少年問題を啓発します。 ◆ 子どもたちの地域における様々な体験活動の機会やイベント、家庭教育支援に関する情報を集めた大月市こども情報誌「ゆりっ子」を年2回発行し、イベント等への参加を促します。	

②これから親となる男女への学習機会の提供		保健介護課
内容	◆ これから親となる男女を対象に、ママ・パパ学級や家庭教育の子育て講座など、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。	
方向性	◆ ママ・パパ学級参加者が増えるよう、特に父親の参加が増えるように、事業の周知を図ります。	

③中学生等が乳児とふれあう機会の提供		保健介護課 学校教育課
内容	◆ 乳児とのふれあい体験を通して、いのちの大切さを学ぶことができるよう、保健活動推進委員会等と連携し、中学生など思春期の子どもを対象とした機会（いのちの授業）を提供します。	
方向性	◆ 庁内の関係各課と保健活動推進委員会と連携して、乳児とのふれあい体験や、いのちの大切さを伝えるためのいのちの授業を実施します。	

④地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進【重点推進施策】		学校教育課 社会教育課
内容	◆ 地域の自然や歴史を知り、また、昔の遊び等、体験や学習を通して、子どもたちに郷土への関心を持たせるとともに、地域の人々とのふれあい交流や地域ボランティア体験等の体験授業を実施することで、望ましい人間関係、人間性の育成に努めます。 ◆ 学校・家庭・地域が一体となった道徳教育にも取り組みます。	
方向性	◆ 育成会や老人クラブ、公民館活動の事業計画に、体験活動の実施について要請し、子どもと地域の人々の交流を深めるよう啓発していきます。 ◆ ふるさと大月教育人材バンクを活用し、学校と連携しながら実施していきます。	

3. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

子ども・子育て支援にあたっては、子ども・子育て支援法の基本指針を踏まえるとともに、それぞれの地域の特性を生かし、柔軟な子ども・子育て支援施策の展開が重要となります。

本市においては、図書館や公民館、まちの自然や文化など、地域の特色を生かし、地域資源を活用した子どもの健全育成事業を行っています。また、高齢者のもつ知識や技術を次代に伝承するため、高齢者学級も活用し、子どもたちの健全育成活動の環境を充実させています。

事業・施策の名称		担当課
①心を育てる読書の大切さや楽しみ方を伝える読書のススメ		社会教育課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 読書週間の定着化に向け、市立図書館の児童書の充実を図るとともに、中学生を対象に一日図書館員として図書館業務に携わる一日図書館体験事業を行うことで、図書館や図書資料についての理解を深めます。 ◆ ブックスタート事業やこども読書週間におけるイベントの実施等により、読書を身近なものとしていきます。 ◆ 読み聞かせ、おはなし会を実施し、幼児・児童の健全育成を図ります。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童向け新刊図書の購入やおすすめ本の常設展示等を実施し、子どもたちに読書活動の啓発を行います。 ◆ 児童書の充実に努めるとともに、読書活動の啓発を行います。 ◆ ボランティアによる読み聞かせや、職員による紙芝居や絵本の読み聞かせなどにより、親子読書の推進を図ります。 	
②夏休み等子ども体験事業		社会教育課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然豊かな本市を自分の足で歩き、まちの自然や文化にふれ、体験することを通して、児童の異年齢交流を図ることを目的に、小学4年生～6年生を対象に川探索や工作など様々な体験教室を実施します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他の小学校の児童と交流し、健全育成を推進する体験教室等を実施します。 ◆ より多くの児童に参加してもらえよう、参加者の要望を取り入れながら事業の改善を行い、周知・啓発にも努めます。 	
③地域の高齢者の参画を得た世代間の交流		社会教育課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館事業の一環として、高齢者学級等の活用により、高齢者による昔の遊びや生活体験講話を行い、世代間交流事業を実施します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日程や場所などを考慮し、参加しやすい環境づくりを整えるとともに、内容の充実を図り、参加者の増加に努めます。 ◆ 地域で子どもたちが高齢者と触れ合う機会が減少してきているため、世代間交流のできる行事の計画を推進していきます。 	

基本目標 5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

子どもの遊び場は主に自宅や友達の家に変化し、全国的には子どもが自由に遊べる公園や広場の数は減少傾向にあります。子どもが自宅以外で遊んだり交流したりすることは、子どもの運動能力向上や健康増進など身体的な発達のほか、人間関係の構築や協調性の形成など、精神的な発達においても重要です。また、子どもが地域と交流する機会を増やすことで、地域全体で子育てする意識を醸成するだけでなく、地域の見守りや協力体制の充実につながります。

本市においては、都市公園を中心に、子どもたちが安心・安全に遊べるよう、施設内の適正管理に努めています。また、児童館等、屋内施設の整備や企画の充実を図り、より多くの子どもと保護者の利用を促進するための周知・啓発を実施しています。

事業・施策の名称		担当課
①都市公園の管理		産業観光課
内容	◆ 猿橋近隣公園、岩殿山公園の2つの都市公園を管理します。	
方向性	◆ 利用者の安全を図るため施設内の維持管理に努め、花植えや植林を計画するなど自然環境を整備し、快適に過ごせる憩いの場所となるよう努めていきます。	

②児童館等の利用促進		福祉課
内容	◆ 子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館をはじめ、図書館や公民館等、児童が集う施設の利用促進を図ります。	
方向性	◆ 現在、乳幼児を持つ親子の利用が主であるため、利用する児童の年齢幅が広がるような事業の企画や館内の整備に努めます。 ◆ 利用者が固定化傾向にあるため、市広報や民生委員との連携により、施設や実施事業の周知・啓発を行い、引きこもりがちな母親など新しい利用が増えるよう努めていきます。	

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

近年、経済状況の変化により共働きの世帯が増えており、仕事と家庭・育児の両立に対するさらなる支援が必要とされています。企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発を推進し、働きやすい職場づくりを促進するとともに、男女ともに仕事と家庭・育児のバランスの取れた生活ができる環境づくりに努める必要があります。また、男性の家事・育児への参加促進に向け、男性の意識改革とともに、事業主や同僚など周囲の理解を促進していくことが必要です。

本市においては、仕事と家庭・育児の両立の希望が叶えられるように事業主への協力を呼びかけるとともに、男女が共に協力し合い、家事・育児の役割を分担できるよう、周知を行っています。

事業・施策の名称		担当課
①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発		産業観光課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てをしながら働き続けることができる職場づくりの必要性について、企業の理解を促進します。 ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発、育児休業制度の周知に努めます。 	
方向性	◆ 事業主等への仕事と家庭の両立に対する理解の促進が不十分であることから、公共職業安定所や商工会の協力を得て、事業主への制度に対する周知、協力依頼を行い、さらに市広報等で周知します。	

②男女共同参画に関する啓発		秘書広報課
内容	◆ 国や県と連携して育児休業制度について市民や市内事業所への周知を図るとともに、男女共同参画に関する情報を「広報おおつき」や市のホームページ等に掲載することで、意識啓発を行います。	
方向性	◆ 継続的な意識啓発を行います。	

③家庭内での男女共同参画の推進		社会教育課
内容	◆ 各種公民館事業の教室を利用して、家庭において男女が共に家事、育児などの役割を分担するとともに、家庭での決め事に参画するよう促進します。	
方向性	◆ 庁内で連携しながら、各種公民館事業の内容を検討していきます。	

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

子どもを安心・安全に産み育てることができるまちづくりのためには、道路交通環境の整備が必要です。通学路を中心として、交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止など、良好な道路交通環境の確保が重要です。また、犯罪情報や不審者目撃情報などを関係団体や地域と共有し、子どもが犯罪へ巻き込まれることを未然に防止する取組みが求められています。

本市においては、子どもを犯罪や交通事故・災害から守るために、警察や消防等との連携を強化するとともに、地域と協力して情報を共有し、安全管理に努めています。また、子どもたち自身の交通安全意識や防犯意識の高揚を目指し、幼稚園・保育所（園）、学校と連携した教室・講習を開催しています。

事業・施策の名称		担当課
①登下校の安全の確保		学校教育課
内容	◆ 防犯ブザーを全児童・生徒に配備し、登下校の際の安全を確保するとともに、一般家庭及び緊急避難場所に指定されている「子ども110番の家」など、地域との協力体制の中で情報の共有化を図り、安全管理の意識の向上を図ります。	
方向性	◆ 大月市通学路安全推進会議を中心に、交通安全プログラムを策定して、関係機関の連携のもとで、安全な通学路の確保を図ります。	

②おおつき防災安全メール		総務管理課 福祉課
内容	◆ 市内で発生した犯罪情報、子どもの安全を脅かす不審者目撃情報、災害情報などを、あらかじめ登録された市民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信し、適切な対応ができるように努めます。	
方向性	◆ 様々な媒体等を通じて、当該事業の広報を行い、登録者の増加に努めます。	

事業・施策の名称		担当課
③交通安全対策推進事業【重点推進施策】		市民課 建設課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の保育所（園）、幼稚園や小学校において、大月警察署の協力のもとに交通安全指導を行います。 ◆ 子どもが安全に通行できるよう歩道の整備を行うとともに、保育所（園）、幼稚園等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、道路管理者と協力して日常生活道路の安全確保や整備を進めます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の保育所（園）や幼稚園に交通安全教室の開催を働きかけ、要望のある保育所等については、大月警察署の協力を得て、交通安全教室を開催します。 ◆ 道路管理者と協力し、子どもたちが安全に通行できる日常生活道路の安全確保や整備に努めます。 	

④防犯教室・講習の開催		学校教育課 福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの防犯意識の高揚と防犯能力の育成のため、保育所（園）や学校を単位として警察官等による防犯教室・講習を実施します。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関、さらに地域と連携を取り、各保育所（園）単位で防犯教室を実施します。 ◆ 学校での防犯教室の実施を行います。 	

⑤災害時の子育て支援の充実		総務管理課 福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の避難所での生活において、避難者目線での施設設置や施設配置等スペースのあり方に十分配慮を行い、「乳幼児の遊び場」や「ほふく室」等を整備します。 ◆ 乳幼児用調製粉乳、離乳食の備蓄等についての啓発に努めます。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害が発生した際に、慌てることのないよう、防災訓練等の機会を活用し、広く啓発します。 ◆ 地域防災計画に基づき、災害時に対応します。 	

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

パソコンや携帯電話、スマートフォンの普及など、インターネットやメディアに接続できる環境が整備され、情報収集が容易になるとともに新たな交流の機会が増える一方、子どもがSNSやアプリを利用した犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。インターネット上の性や暴力等の有害情報、いじめ、犯罪から子どもたちを守るため、地域や学校、家庭が連携して危険性についての啓発指導を行う必要があります。また、街中で子どもを有害環境から守るため、有害図書類販売等の関係業者に対して自主的措置への働きかけを行うことが大切です。

本市においては、青少年関係団体等と連携して関係業界に自主的措置を働きかけるなど、子どもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進しています。また、子ども自身が有害環境に巻き込まれることを防ぐために、学校等と連携して、メディアリテラシーの観点のもと、インターネット等の危険性や情報モラルについての啓発指導の場を設置しています。

事業・施策の名称		担当課
①関係業界への自主的措置の働きかけ		社会教育課
内容	◆ 一般書店・コンビニエンスストア、関係業者に対し、有害な社会環境を浄化するため、有害図書類販売の自主的措置を働きかけます。	
方向性	◆ 青少年関係団体と連携し、青少年の保護を図ります。	
②有害情報に関する啓発		学校教育課
内容	◆ インターネット上の有害情報やSNS、無料通話アプリ、ゲームに関する危険性等の啓発指導を、学校と連携して啓発します。	
方向性	◆ 学校と連携しながら、啓発指導を実施します。	

第5章 子どもの貧困対策計画

(1) 子どもの貧困対策計画の考え方

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年11月には平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂されました。「子供の貧困対策に関する大綱」は、「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」の2つを目的に策定されており、以下を基本方針としています。

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮
- ③ 地方公共団体による取組の充実

本市においては、国が策定した大綱を踏まえ、第2期大月市子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策計画を一体的に策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、様々な関係機関と連携しながら、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

(2) 子どもの貧困対策に関する施策

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、重点施策として「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つが掲げられています。

大綱の重点施策を踏まえた本市における子どもの貧困対策に関する支援は、“基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援”内の“2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援”を基本とし、「やまなし子どもの貧困対策推進計画」に掲げられた『子どもを中心に置いた支援、応援のため、子どもの貧困を「自分事（ジブンゴト）」として捉え、環境の改善に向けて一緒に考え、対話し、活動する。』を念頭に、福祉、教育、保健等の公的機関と社会福祉協議会、NPO法人などの民間団体、学校、学生、自治会、企業、地域住民との連携、協働により広く対応していきます。

第6章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

1. 区域設定の概要

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として教育・保育提供区域を設定しなければならないとされています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定され、子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することになっています。

2. 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定します。

3. 大月市における教育・保育提供区域

本計画では、上記の考え方を踏まえ、前計画において設定された提供区域を踏襲することとし、大月市内全域（1区域）を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業は大月市内全域（1区域）とします。第1期計画では放課後学童クラブは地区別に実施されているため、放課後学童クラブのみ地区（5区域）を提供区域に設定していましたが、第2期計画より大月市内全域（1区域）とします。

(2) 子ども数の将来予測

令和6年までの子ども数の将来予測は次のとおりです。

□ ■ 子ども数の将来予測 ■ □

(単位：人)

	令和 元年度 実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	82	75	76	73	73	73
1歳	88	86	77	79	78	77
2歳	95	90	87	81	80	79
3歳	119	96	91	89	82	81
4歳	117	119	95	91	89	82
5歳	109	118	120	95	91	89
6歳	108	107	116	118	94	90
7歳	149	109	109	119	119	95
8歳	135	150	109	109	118	119
9歳	136	133	149	108	109	116
10歳	121	136	134	148	107	108
11歳	137	119	137	133	149	108
合計	1,396	1,338	1,300	1,243	1,189	1,117

※独自推計

(3) 幼児期の教育・保育事業

□ ■ 量の見込み設定についての考え方 ■ □

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

□ ■ 教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策 ■ □

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における幼児期の教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

1. 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

□ ■ 対象 ■ □

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定される者

□ ■ 事業内容 ■ □

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	150	140	131	122	114
1号認定	81	75	70	66	61
2号認定 （教育ニーズ）	69	65	61	56	53
②確保の 内容					
特定教育・保育	150	150	150	150	150
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	10	19	28	36

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、本市には3園の幼稚園があります。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数150人に対して、利用定員は150名となっており計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

2. 保育事業【2号認定（保育）】

□ ■ 対象 ■ □

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

□ ■ 事業内容 ■ □

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		162	151	141	132	123
②確保の 内容	特定教育・保育	190	190	190	190	190
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）		28	39	49	58	67

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、本市には5園の保育所（園）があります。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数162人に対して、利用定員の190名で上回っており計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

3. 3号認定（0～2歳）

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	97	94	91	88	86
0歳児	10	10	10	10	10
1・2歳児	87	84	81	78	76
②確保の内容					
特定教育・保育	110	110	110	110	110
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	13	16	19	22	24

量の確保方策

- ◆ 令和元年度時点で、本市には5園の保育所（園）があります。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数97人に対して、利用定員の110名で上回っており計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

0～2歳の保育利用率

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～2歳児人口（人）	251	240	233	231	229
保育利用者（人）	97	94	91	88	86
保育利用率（％）	38.6	39.2	39.1	38.1	37.6

認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- ◆ 子育て世代のニーズや働き方の多様化により保育需要の増加が見込まれることなどから、保育と教育が一体的に提供される認定こども園を視野に入れた整備を推進していきます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、実施時期及び確保の内容を次のとおりに設定します。

1. 延長保育事業（時間外保育事業）

□ ■ 事業内容 ■ □

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	57	53	50	48	47
②確保の内容	57	53	50	48	47
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
差（②－①）	0	0	0	0	0

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、3箇所で実施されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の57人に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

2. 放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）

□ ■ 事業内容 ■ □

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	257	251	247	231	217
1年生	50	54	55	44	42
2年生	57	57	62	62	50
3年生	63	46	46	50	50
4年生	43	48	35	35	38
5年生	31	31	34	24	25
6年生	13	15	15	16	12
② 確保の内容	265	265	265	265	265
差（②－①）	8	14	18	34	48

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、7箇所で開催されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度は、一部のクラブにおいて待機児童の発生が見込まれますが、計画期間内に必要な量は確保される見込みです。

3. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ◆ 令和元年度時点で、当該事業の実績はありません。
- ◆ 利用希望があった場合は、市内に施設がないため、都留児童相談所等に相談のうえ、市外の関係施設等における一時保護の活用等で対応します。

4. 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人回／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4,290	4,099	3,916	3,741	3,574
②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

量の確保方策

- ◆ 令和元年度時点で、総合福祉センター内にある子ども家庭総合支援センターにて、実施しています。
- ◆ 具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者（参加者）を集約して実施します。

5. 一時預かり事業

□ ■ 事業内容 ■ □

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育園等で実施していきます。

① 幼稚園における一時預かり

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

(単位：人日／年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	8,425	8,055	7,701	7,363	7,039
1号認定の利用	8,425	8,055	7,701	7,363	7,039
2号認定の利用	0	0	0	0	0
②確保の内容	8,425	8,055	7,701	7,363	7,039
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
差(②-①)	0	0	0	0	0

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、3箇所で実施されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の8,425人日／年に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

② その他（在園児対象型を除く）一時預かり

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

(単位：人日／年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	54	52	50	48	46
②確保の内容	54	52	50	48	46
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差(②-①)	0	0	0	0	0

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、2箇所で実施されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の54人日／年に対して、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

6. 病児・病後児保育事業

□ ■ 事業内容 ■ □

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

(単位：人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	20	27	34	42	50
②確保の内容	480	480	480	480	480
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)	460	453	446	438	430

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 令和元年度時点で、大月市立中央病院で実施しています。
- ◆ 保育士1名、看護師1名で1日3名の預かり対応をしています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和6年度の50人日/年に対して、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の必要な量は確保されています。

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

□ ■ 事業内容 ■ □

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

□ ■ 量の見込みと確保の内容 ■ □

(単位：人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	425	405	386	368	350
②確保の内容	425	405	386	368	350
差(②-①)	0	0	0	0	0

□ ■ 量の確保方策 ■ □

- ◆ 量の見込みのピークである令和2年度の425人日/年に対して、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の必要な量は確保されています。

8. 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：箇所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ◆ 令和元年度時点で、子ども家庭総合支援センター内で実施しています。
- ◆ 引き続き子ども家庭総合支援センターで対応していきます。

9. 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	75	76	73	73	73
②確保の内容	実施場所	妊婦が希望する医療機関			
	実施体制	医療機関との連携			
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回			

量の確保方策

- ◆ 保健介護課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

10. 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人/年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		75	76	73	73	73
②確保の 内容	実施体制	保健師7人 助産師1人				
	実施機関	市保健介護課 健康増進担当				

量の確保方策

- ◆ 保健介護課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

11. 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人/年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保の 内容	実施体制	保健師7人				
	実施機関	市保健介護課 健康増進担当				

量の確保方策

- ◆ 保健介護課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(5) 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

平成26年7月に共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において「放課後子ども総合プラン」が策定され、このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、新たなプランが策定されました。

本市では、現在、既存の放課後子ども教室（5教室）と放課後学童クラブ（7クラブ）が同一施設内に存在しないため、互いに交流するなど連携を取っています。

今後、児童生徒が減少していくことが予想され、新たに放課後子ども教室を整備していくことは難しい状況です。そのため、現在の5教室を維持し、引き続き放課後学童クラブとの連携を基本に推進していきます。

○ 一体型の放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

本市では、放課後子ども教室と放課後学童クラブが同一施設内に存在しない状況ですが、情報の共有、連携を継続し、小学校での一体型または連携型の放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討し、令和5年度までに1か所の実施を目指します。

○ 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

既存5教室を維持します。また、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を検討します。

○ 放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後学童クラブ及び放課後子ども教室を利用する児童が交流できるような仕組みづくり等、教育委員会と福祉課が連携しながら、放課後対策を充実します。また、放課後学童クラブが放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる体制について検討します。

○ 小学校の余裕教室等の放課後学童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的方策

余裕教室等の状況を把握し、放課後子ども総合プラン運営委員会及び教育委員会と福祉課において余裕教室の活用等について検討します。

○ 放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後学童クラブを所管する福祉課と放課後子ども教室を所管する社会教育課で、総合的な放課後対策について連携を図っていきます。

○ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後学童クラブの支援員や放課後子ども教室の担い手の確保、研修を通じた資質の向上に努め、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを積極的に行います。

○ 地域の実情に応じた放課後学童クラブの開所時間の延長に係る取組

本市の実情や保護者のニーズの把握に努め、必要に応じて各放課後学童クラブにおける開所時間の設定を検討します。

○ 各放課後学童クラブが子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を徹底し、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後学童クラブの支援員の資質の向上と計画的で充実した遊びの場や生活の場の提供に努め、放課後学童クラブを通じて子どもたちの自主性や社会性等の向上が図られるような運営に取り組めます。

○ 各放課後学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策

大月市放課後子どもプラン運営委員会及び青少年育成大月市民会議の主催で実施している「大月市子ども活動合同発表会」に引き続き参加し、放課後学童クラブにおける活動内容や成果の発表を通じて、利用者や地域住民への活動の周知を図ります。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第7章 計画の推進に向けて

本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細やかな取組みが必要とされます。そのため、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 計画の推進体制

1. 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、その他関係機関、団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 情報提供・周知

本市はこれまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や市のホームページ等を活用して公開し、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やインターネット、SNS及びパンフレット等の作成・配布を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3. 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の施策の進捗状況については、PDCAサイクルの考え方にに基づき、定期的な確認を行うとともに、子ども・子育て会議において進捗状況を確認・評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行うことが必要です。

進行管理に関しては、計画期間の年度ごとの点検・評価を通じて、施策、個別事業の改善につなげていきます。また、施策の評価・点検においては、特に本計画の重点施策として掲げた以下の9つの施策について、令和6年度の目標を設定し、重点的に評価・点検を実施します。各施策の年度ごとの点検・評価等については、庁内連絡会議で検討を行い、大月市子ども・子育て会議において報告し、意見を聴取します。

事業名	令和6年度 目標値
施設型給付・地域型保育給付	教育・保育の適切な実施
延長保育事業（時間外保育）	延長保育事業を実施する施設3箇所の継続的確保
ファミリーサポートセンター事業	150会員の確保（依頼会員・協力会員）
放課後児童健全育成事業 （放課後学童クラブ）	待機児童の解消
幼稚園・保育所（園）の再編整備	再編整備方針の推進
地域ネットワークの形成	子育て世代包括支援センター事業と、公共機関、民間団体等が連携した地域ネットワークの形成
小児医療体制の確保・充実	小児医療の診療充実
地域と学校の連携、協力による 多様な体験活動の推進	学校と地域が連携したふるさと教育の充実
交通安全対策推進事業	未就学児のお散歩コースの安全確保

(1) 大月市子ども・子育て会議条例

○大月市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第36号

改正 平成30年10月1日条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、大月市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園及び保育園(所)の保護者会の代表
- (3) 幼稚園及び保育園(所)の代表
- (4) 公募による市民の代表
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を子育て会議の会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子育て会議は、第2条の事務に係る専門的事項を調査及び審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 第6条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条各項中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、市民生活部福祉課において行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

第2条 この条例の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大月市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

小中学校適正配置審議会	委員	日額	3,000円
-------------	----	----	--------

」を「

小中学校適正配置審議会	委員	日額	3,000円
子ども・子育て会議	委員	日額	3,000円

」に改める。

附 則（平成30年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 大月市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
委員長	柳沢幸治	大月短期大学学長
副委員長	野尻正人	大月市教育委員
委員	小俣博昭	校長会代表
委員	鈴木龍子	大月市民生委員・児童委員連絡協議会 主任児童委員部会部会長
委員	石井秀治	幼稚園保護者代表
委員	渡辺直樹	大月市保育所保護者連合会会長
委員	小俣淳子	大月キリストの教会幼稚園園長
委員	仁科義民	猿橋幼稚園事務長
委員	山本哲也	烏沢幼稚園理事長
委員	和田昌弘	大月市社会福祉協議会会長
委員	井上 健	大月保育園園長
委員	槇野伸昭	真木保育園園長
委員	幡野 茂	市民の代表
委員	小見山富士野	小学生に関わる支援代表者

(3) 第2期大月市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日 時	策 定 経 過
平成30年12月17日～ 平成31年1月15日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (対象者・・・就学前児童 600世帯・小学校児童 640世帯)
令和元年6月18日	令和元年度 第1回大月市子ども・子育て会議 ・報告事項 保育施設を整備・運営する市内事業者の公募結果について ・平成30年度大月市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ・令和元年度大月市子ども・子育て支援事業計画の取組状況について ・第2期大月市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査結果について
令和元年11月18日	令和元年度 第2回大月市子ども・子育て会議 ・第2期大月市子ども・子育て支援事業計画における「ニーズ量」の算出について ・第1期大月市子ども・子育て支援事業計画の検証について ・第2期子ども・子育て支援事業の体系について
令和元年12月23日	令和元年度 第3回大月市子ども・子育て会議 ・第2期大月市子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・第2期大月市子ども・子育て支援事業計画事業案について
令和2年1月30日	令和元年度 第4回大月市子ども・子育て会議 ・第2期大月市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

第 2 期
大月市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年 3 月

発 行 / 大月市
企画・編集 / 大月市 市民生活部 福祉課
〒401-8601 山梨県大月市大月二丁目 6 番 20 号
電 話 0554-23-8032
F A X 0554-22-6422
H P <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>